

旧 目 次	新 目 次
第1章 総則 1 目的 2 用語の定義 3 浄化槽の製造販売 4 設置 5 浄化槽の維持管理体制 第2章 構造及び工事 第1節 構造 第2節 工事 第3章 保守点検及び清掃 第1節 浄化槽使用者の遵守事項 第2節 浄化槽の保守点検 第3節 浄化槽の清掃 第4章 法定検査 1 法定検査実施機関 2 法定検査の意義 3 法定検査の種類及び留意事項 4 検査員の責務 5 指定検査機関（兵庫県水質保全センター）の責務 第5章 浄化槽保守点検業者に関する事項 1 法定検査に係る対応 2 浄化槽管理士の適正な保守点検業務 3 浄化槽保守点検業者の登録に関する講習 第6章 報告等に関する事項 1 報告 2 公表	第1章 総則 1 目的 2 用語の定義 <u>3 所管の区分</u> 第2章 <u>浄化槽の製造販売・設置等</u> 1 浄化槽の製造販売 2 設置 第3章 <u>浄化槽の構造及び工事</u> 第1節 構造 第2節 工事 第4章 <u>浄化槽の維持管理</u> <u>第1節 浄化槽管理者の遵守事項等</u> <u>第2節 浄化槽保守点検業者の遵守事項等</u> <u>第3節 浄化槽清掃業者の遵守事項等</u> <u>第4節 法定検査実施機関の遵守事項等</u> 第5章 <u>公表</u>

兵庫県浄化槽指導致要綱

(平成28年2月25日一部改正)

第1章 総則

1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号。以下「法」という。）、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年3月27日兵庫県条例第11号。以下「条例」という。）及びこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定め、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱に定める用語の定義は、法令に定める用語の意義と同じとするほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する合併処理浄化槽をいう。

なお、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）では、平成12年4月1日から、法では平成13年4月1日から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなし浄化槽として扱われることとなり、新設が禁止された。

(新設)

2 兵庫県浄化槽指導致要綱

(令和2年 月 日一部改正)

第1章 総則

1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号。以下「条例」という。）及びこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定め、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱に定める用語の定義は、法令に定める用語の意義と同じとするほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 便所と連結してし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流する設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びにこの廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

なお、建築基準法（昭和25年法律第201号）では、平成12年4月1日から、法では平成13年4月1日から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなし浄化槽として扱われることとなり、新設が禁止された。

現に設置されているみなし浄化槽を「既存単独処理浄化槽」といい、既存単独処理浄化槽であつて、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると知事が認めたものを「特定既存単独処理浄化槽」という。

(2) 公共浄化槽 市町が指定した浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、法第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町が設置・管理する浄化槽若しくは法第12条の6の規定により、地方公共団体以外の者が所有する浄化槽について寄贈・寄託を受けて、市町が管理するものをいう。

(新設)

- (2) 使用開始検査 法第7条第1項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。
- (3) 定期検査 法第11条第1項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。
- (4) 指定検査機関 法第57条第1項の規定に基づき、兵庫県知事から指定（昭和61年3月28日付け兵庫県指令環第686号）を受けた一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「兵庫県水質保全センター」という。）をいう。
- (5) 指定確認検査機関
建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は兵庫県知事が指定した機関をいう。自治体の建築主事に代わって、建築確認や検査を行う。
- (6) 浄化槽設置整備事業
国庫交付金制度を用いて、市町が浄化槽の設置を行う者に対して当該費用を助成する事業をいう。
- (7) 浄化槽市町村整備推進事業
国庫交付金制度を用いて、市町が設置主体となって浄化槽の整備を行う事業をいう。
- (8) 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全国浄化槽団体連合会」という。）機能保証制度
全国浄化槽団体連合会が実施する10人槽以下の浄化槽の機能に異常があると判定され、原因者が特定されない場合に、正常化に必要な措置を講ずるための浄化槽機能保証制度をいう。
- (9) 兵庫県水質保全センター浄化槽保証制度
兵庫県水質保全センター会員が実施する50人槽以下の浄化槽の適正な施工や機能及び維持管理を確保するために兵庫県水質保全センターが実施する中間立会検査制度、工事保証制度及び水質保証制度を総称した浄化槽保証制度をいう。

(新設)

(3) 設置計画

法第12条の5第1項の規定により、市町が、浄化槽処理促進区域内に存する建築物に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化槽を設置しようとするときに作成する「浄化槽の設置に関する計画」をいう。

(4) 使用開始検査

法第7条第1項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。

(5) 定期検査

法第11条第1項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。

(6) 指定検査機関

法第57条第1項の規定に基づき、兵庫県知事から指定（昭和61年3月28日付け兵庫県指令環第686号）を受けた一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「兵庫県水質保全センター」という。）をいう。

(7) 指定確認検査機関

建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は兵庫県知事が指定した機関をいう。自治体の建築主事に代わって、建築確認や検査を行う。

(削除)

(削除)

(8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全国浄化槽団体連合会」という。）機能保証制度
全国浄化槽団体連合会が実施する10人槽以下の浄化槽の機能に異常があると判定された場合に、正常化に必要な措置を講ずるための浄化槽機能保証制度をいう。

(9) 兵庫県水質保全センター浄化槽保証制度

兵庫県水質保全センター会員が実施する50人槽以下の浄化槽の適正な施工や機能及び維持管理を確保するために兵庫県水質保全センターが実施する中間立会検査制度、水質保証制度及び工事保証制度を総称した浄化槽保証制度をいう。

(10) 県民局浄化槽担当課等

県民局浄化槽担当課及び浄化槽法に係る事務の権限を移譲された市（芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市）の浄化槽担当部局をいう。

(第1章の4(4)ウから移動)

3 浄化槽の製造販売

(1) 届出

工場製造の浄化槽を県内で販売しようとする製造業者は、販売しようとする浄化槽に関する届出書（様式第1号）により兵庫県水質保全センターを経由して知事に届け出なければならない。この場合、販売代理店の名簿を併せて添付すること。

なお、既届出浄化槽を変更する場合も同様とする。浄化槽以外の変更事項については、販売しようとする浄化槽に関する届出事項変更届出書（様式第1号の2）により同様に届け出ること。

(2) 営業所

製造業者は、県内又は近隣府県に営業所を有するものとする。

4 設置

(1) 設置基準

ア 放流水質基準

新たに設置する浄化槽は、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。

イ 設置基数

浄化槽の設置基数は、1の敷地（1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地）につき、1とする（造成団地、集落等において集合処理をし、当該処理をする浄化槽が市町、自治会等により管理される場合を除く。）。なお、改築又は増築（以下「増築等」という。）の場合も同様とする。ただし、地形、既設浄化槽の活用の程度等からみて生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために支障がないと認められる場合は、分割設置とすることができる。この場合において、当該浄化槽の構造は、同一敷地内のすべての建築物に係る処理対象人員の総計を基とし、別表1の処理対象人員区分に示す放流水質基準を満たす性能とするものとする。

ウ 増築等に伴う既設浄化槽の活用

増築等により、既設建築物に設けられた浄化槽の構造が現行基準に適合せず改修を必要とす

3 所管の区分

この要綱における所管の区分は、浄化槽の構造基準については県民局又は県民センターの建築担当課（建築主事を置く市にあっては、当該市の建築担当部局）とし、その他の事項については県民局浄化槽担当課等とする。

第2章 浄化槽の製造販売・設置等

1 浄化槽の製造販売

(1) 届出

工場製造の浄化槽を県内で販売しようとする製造業者は、販売しようとする浄化槽に関する届出書（様式第1号）により兵庫県水質保全センターを経由して知事に届け出なければならない。この場合、販売代理店の名簿を併せて添付すること。

なお、既届出浄化槽を変更する場合も同様とする。浄化槽以外の変更事項については、販売しようとする浄化槽に関する届出事項変更届出書（様式第1号の2）により同様に届け出ること。

(2) 営業所

製造業者は、県内又は近隣府県に営業所を有するものとする。

2 設置

(1) 設置基準

ア 放流水質基準

新たに設置する浄化槽は、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。

イ 設置基数

浄化槽の設置基数は、原則として、1の敷地（1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地）につき1とし、改築又は増築（以下「増築等」という。）や用途変更の場合も同様とする（造成団地、集落等において集合処理をし、当該処理をする浄化槽が市町、自治会等により管理される場合を除く。）。ただし、地形、既設浄化槽の活用の程度等からみて生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために支障がないと認められる場合は、分割設置とすることができる。この場合において、当該浄化槽の構造は、同一敷地内の全ての建築物に係る処理対象人員の総計を基とし、別表1の処理対象人員区分に示す放流水質基準を満たす性能とするものとする。

ウ 増築等に伴う既設浄化槽の活用

増築等により、既設建築物に設けられた浄化槽の構造が現行基準に適合せず改修を必要と

る場合は、上記アの放流水質基準を満たすものとする。

エ 工場製品

工場において製造した浄化槽を設置する場合は、法第13条第1項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの（以下「法第13条認定品」という。）を設置するものとする。

オ 設置場所

浄化槽は、次の条件を満たす場所に設置するものとする。

- (ア) 厨房、その他衛生上支障があると認められる場所以外であること。
- (イ) 汚泥の搬出が容易であること。
- (ウ) 槽上部に浄化槽保守点検、浄化槽清掃が容易に行える占有空間を有すること。
- (エ) 近くに水道栓があること。
- (オ) 必要に応じて、周囲に柵、塀、上屋を設ける等、安全に配慮すること。

カ 道路内の設置禁止

浄化槽は、建築基準法第42条に規定する道路内には設置しないこと。ただし、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第2条に該当する道路に係るものであって、道路管理者から道路占用の許可を受けて設置するもの（地盤面下に設置するものに限る。）については、この限りでない。

(2) 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者（特例浄化槽工事業者を含む。）は、県内に営業所を置くよう努めるものとする。なお、営業所は、県内又は近隣府県に居住する浄化槽設備士を置くものとする。

(3) 放流先

浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。

ア 蒸発散方式

土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第2章第1節の29（1）に定める構造とするものとする。

イ 地下浸透方式

土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水

する場合は、上記アの放流水質基準を満たすものとする。また、増築等や用途変更により処理対象人員、処理方式、放流水質が現行基準に適合しない場合は、原則として、不適合の部分の改修を要するものとする。

エ 工場製品

工場において製造した浄化槽を設置する場合は、法第13条第1項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの（以下「法第13条認定品」という。）を設置するものとする。

オ 設置場所

浄化槽は、次の条件を満たす場所に設置するものとする。

- (ア) 厨房、その他衛生上支障があると認められる場所以外であること。
- (イ) 汚泥の搬出が容易であること。
- (ウ) 槽上部に浄化槽保守点検、浄化槽清掃が容易に行える占有空間を有すること。
- (エ) 近くに水道栓があること。
- (オ) 必要に応じて、周囲に柵、塀、上屋を設ける等、安全に配慮すること。

カ 道路内の設置禁止

浄化槽は、建築基準法第42条に規定する道路内には設置しないこと。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第2条に該当する道路に係るものであって、道路管理者から道路占用の許可を受けて設置するもの（地盤面下に設置するものに限る。）については、この限りでない。

(第3章第2節の1(1)に移動)

(2) 放流先

浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。

ア 蒸発散方式

土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第3章第1節の29(1)に定める構造とするものとする。

イ 地下浸透方式

土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水

等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第2章第1節の29(2)に定める構造とするものとする。

(4) 設置の届出等

ア 書類の提出

浄化槽を設置しようとする者は、法第5条第1項に規定する設置等の届出又は建築基準法に規定する確認申請等(浄化槽の設置又は改造を伴うものに限る。以下「設置届等」という。)を行う場合、次の書類を提出するものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (ア) 環境保全に関する誓約書 | (様式第2号) |
| (イ) 浄化槽維持管理等委託契約書写 | (様式第3号) |
| (ウ) 使用開始検査等申込書写 | (様式第4号) |
| (エ) 設計計算書 | (様式第5・6号) |

イ 書類審査

(ア) 審査窓口

「法第5条第1項に規定する設置届出」を受ける窓口は、所管県民局浄化槽担当課(受理権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局)とし、「建築基準法に規定する確認申請等」を受ける窓口は、所管県民局又は県民センター建築担当課(特定行政庁にあっては、その建築担当部局)又は指定確認検査機関とする。

なお、法第5条第1項に規定する設置等の届出に係る「浄化槽設置届出書」は、参考様式第1号(浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第3条に基づく別記様式第1号。以下「設置届」という。)とし、建築確認のため、所管県民局又は県民センター建築担当課(特定行政庁にあっては、その建築担当部局)又は指定確認検査機関に提出する「浄化槽に関する調書」は、参考様式第2号(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年12月3日兵庫県規則第92号)第2条第1項第2号に基づく様式第2号)とする。

(イ) 事前審査

浄化槽を設置しようとする者は、窓口が所管県民局浄化槽担当課又は所管県民局又は県民センター建築担当課のいずれの場合にあって、51人槽以上の浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする場合には、書類を窓口へ提出する前に、農政環境部環境管理局環境整備課及び県土整備部住宅建築局建築指導課の技術審査を受けるものとする。

なお、この技術審査の窓口は、県土整備部住宅建築局建築指導課とする。

域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第3章第1節の29(2)に定める構造とするものとする。

(3) 設置の届出等

ア 書類の提出

浄化槽を設置しようとする者は、法第5条第1項に規定する設置等の届出又は建築基準法に規定する確認申請等(浄化槽の設置又は改造を伴うものに限る。以下「設置届等」という。)を行う場合、次の書類を提出するものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (ア) 環境保全に関する誓約書 | (様式第2号) |
| (イ) 浄化槽維持管理等委託契約書写 | (様式第3号) |
| (ウ) 使用開始検査等申込書写 | (様式第4号) |
| (エ) 設計計算書 | (様式第5・6号) |

イ 書類審査

(ア) 審査窓口

「法第5条第1項に規定する設置届出」を受ける窓口は、所管県民局浄化槽担当課等とし、「建築基準法に規定する確認申請等」を受ける窓口は、所管県民局若しくは県民センターの建築担当課(建築主事を置く市にあっては、当該市の建築担当部局)又は指定確認検査機関とする。

なお、法第5条第1項に規定する設置等の届出に係る「浄化槽設置届出書」は、参考様式第1号(浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第3条に基づく別記様式第1号。以下「設置届」という。)とし、建築確認申請書に添付する、県民局又は県民センターの建築担当課が河管する区域内における「浄化槽に関する調書」は、参考様式第2号(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第2条第1項第2号に基づく様式第2号)とし、建築主事を置く市の区域については、各市の細則等で定める様式とする。

(イ) 事前審査

浄化槽を設置しようとする者は、窓口が所管県民局浄化槽担当課又は河管県民局若しくは県民センターの建築担当課のいずれの場合にあって、51人槽以上の浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする場合には、書類を窓口へ提出する前に、農政環境部環境管理局環境整備課及び県土整備部住宅建築局建築指導課の技術審査を受けるものとする。

なお、この技術審査の窓口は、県土整備部住宅建築局建築指導課とする。

ウ 所管の区分

この要綱における所管の区分は、浄化槽の構造基準については所管県民局又は県民センター建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）とし、その他の事項については県民局浄化槽担当課（権限を委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）とする。

(5) 変更の届出等

浄化槽を設置しようとする者は、設置届等を提出後、工事完了までの間に構造若しくは規模等の変更があった場合は、次によることとする。

ア 設置届出事項に係る変更

設置届に係るもので、法第5条第1項に該当する変更を行う場合は、浄化槽変更届出書（参考様式第3号（共同省令第4条に基づく別記様式第2号））により届出を行うものとする。

なお、これによらない浄化槽の変更を行う場合は、内容により、様式第15号又は報告書（参考様式第4号（浄化槽の設置に関する手続を定める規則（昭和60年9月30日県規則第86号）第4条に基づく報告書））に記載の上、提出するものとする。

イ 建築確認申請に係る変更

建築確認申請に係るもので、「浄化槽に関する調書」の内容に変更があった場合は、様式第16号により届出を行うものとする。

(新設)

(6) 適正な工事の施工

浄化槽設置工事に当たっては、法令及び第2章に基づき適正に施工するものとする。

なお、工事施工の際には、浄化槽設備士に現場監理させ、設置工事に万全を期するものとする。

(7) 設置後の検査

ア 法定検査の受検手続

浄化槽を使用する者（以下「浄化槽管理者」という。）は、法第7条第1項の規定により、使用開始検査を受検しなければならぬ。当該検査の受検の申込みは、使用開始検査等申込

(第1章の3に移動)

(4) 変更の届出等

浄化槽を設置しようとする者は、法第5条第1項に規定する設置等の届出を提出後、工事完了までの間に同項に該当する変更を行う場合は、浄化槽変更届出書（参考様式第3号（共同省令第4条に基づく別記様式第2号））により届出を行うものとする。

なお、これによらない浄化槽の変更を行う場合は、内容により、様式第15号又は報告書（参考様式第4号（浄化槽の設置に関する手続を定める規則（昭和60年兵庫県規則第86号）第4条に基づく報告書））に記載の上、提出するものとする。

(第2章の2(4)の内容に変更)

(削除)

(5) 公共浄化槽の設置計画に係る事前協議

市町は、公共浄化槽を設置しようとする場合であって、その設置計画について法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により県民局浄化槽担当課等及び特定行政庁と事前協議し、その同意を得た場合は、法第5条第1項の規定による届出（上記(3)及び(4)の届出）及び同条第4項ただし書の規定による通知があったものとみなされることとなる。

(第3章第2節の1(2)に移動)

(6) 設置後の検査

ア 法定検査の受検手続

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、法第7条第1項の規定により、使用開始検査を受検しな

書（様式第4号）により、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に行う（FAX可）こととする。この場合、浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号。以下「法施行規則」という。）第4条第3項の規定により、浄化槽管理者は、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に手続を委託することができる。

また、検査の時期（浄化槽の使用開始後、3箇月を経過した日から5箇月間）については、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者が、浄化槽管理者の承認の下、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に通知することができることとする。

イ 使用開始検査結果の取扱い

使用開始検査の結果、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）から設置に係る改善の指摘があった場合で、浄化槽工事業者が設計を行っている場合は、当該浄化槽工事業者が所要の改善を行うものとする。

また、浄化槽工事業者以外の者が設計を行っている場合には、当該浄化槽工事業者は、設計者及び浄化槽管理者と協議の上、所要の改善を行うものとする。

なお、原因者が特定できないもので、全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は兵庫県水質保全センターの浄化槽保証制度が適用される浄化槽にあつては、この制度に基づき改善を図るものとする。

5 浄化槽の維持管理体制

(1) 浄化槽の使用に係る遵守事項

浄化槽管理者は、当該浄化槽を適正に維持管理するため、法施行規則第1条に規定する「使用に関する準則」を遵守しなければならない。また、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に委託し、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託するとともに、当該業者の登録又は許可内容を確認の上、書面により委託契約するものとする。ただし、501人槽以上の浄化槽であつて、浄化槽管理者で技術管理者を置き、その技術管理者により直ちに浄化槽の適正な維持管理を図ることができる場合はこの限りでない。

(2) 浄化槽使用開始の報告

浄化槽管理者は、法第10条の2第1項の規定により、当該浄化槽の使用開始の日から30日以内に、法施行規則第8条の2で定める事項を記載した報告書（参考様式第4号）を所管県民局浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあつては、その浄化槽担当部局）に提出するものとする。

(3) 定期検査の受検

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持管理されているか否かを確認するため、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）が実施する法第

ければならない。当該検査の受検の申込みは、使用開始検査等申込書（様式第4号）により、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に行う（FAX可）こととする。この場合、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「法施行規則」という。）第4条第3項の規定により、浄化槽管理者は、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に手続を委託することができる。

また、検査の時期（浄化槽の使用開始後、3月を経過した日から5月間）については、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者が、浄化槽管理者の承認の下、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に通知することができることとする。

イ 使用開始検査結果の取扱い

使用開始検査の結果、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）から設置に係る改善の指摘があった場合で、浄化槽工事業者が設計を行っている場合は、浄化槽管理者と協議の上、当該浄化槽工事業者が所要の改善を行うものとする。

また、浄化槽工事業者以外の者が設計を行っている場合には、当該浄化槽工事業者は、設計者及び浄化槽管理者と協議の上、所要の改善を行うものとする。

なお、全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は兵庫県水質保全センターの浄化槽保証制度が適用される浄化槽にあつては、この制度に基づき改善を図るものとする。

(第4章第1節の1及び4に移動)

(第4章第1節の2に移動)

(第4章第1節の3に移動)

11条第1項に規定する定期検査を、毎年1回定期的に受検しなければならない。当該検査の受検の申込みは、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に行うこととする。この場合、法施行規則第9条第2項の規定により、浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

(4) 維持管理業務の委託等

浄化槽管理者は、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に業務を委託する場合は、様式第3号に示す浄化槽維持管理等委託契約書に準じた内容で、契約を締結するものとする。

(5) 浄化槽保守点検業務の適正な実施

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行う場合には、法施行規則第2条に規定する「保守点検の技術上の基準」を遵守し、かつ、定期検査の結果を参考にして、適正に行うものとする。

また、条例第10条第3項及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年9月3日兵庫県規則第81号。以下「県規則」という。)第13条に規定する器具を備えなければならず、その器具を用いて、必要に応じて、浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質・汚泥の検査を行うものとする。

(6) 浄化槽管理者が自ら保守点検する場合

浄化槽管理者が自ら保守点検する場合は、浄化槽に関する一定の知識を有した上で、法施行規則第2条に規定する「保守点検の技術上の基準」を遵守し、かつ、条例及び県規則に規定する器具を用いて、保守点検を実施しなければならない。

なお、この場合において、(3)に定める法第11条第1項に規定する定期検査を免除されるものではない。

(7) 浄化槽保守点検記録票の作成・保存等

浄化槽保守点検記録票の作成・保存、保守点検に係る必要事項等は、「第3章第2節浄化槽の保守点検」の項に記載しているので留意すること。

(8) 浄化槽清掃業務の適正な実施

浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、法施行規則第3条に規定する「清掃の技術上の基準」を遵守し、かつ、浄化槽の保守点検結果及び定期検査の結果を参考にして適正に行うものとする。

(9) 浄化槽の維持管理に係る説明等

浄化槽工事業者は、設置された浄化槽の維持管理に必要な条件については、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者並びに指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に説明するよう努めるものとする。併せて、浄化槽の使用開始検査前に第1回目の保守点検が確実に行われるよう、浄化槽管理者の承諾の下、浄化槽保守点検業者に連絡するものとする。

(10) 定期検査結果の取扱い

(第4章第1節の4に移動)

(第4章第2節の1に移動)

(第4章第1節の5に移動)

(第4章第1節の6の内容に変更)

(第4章第3節の1に移動)

(第3章第2節の1(3)に移動)

(第4章第1節の7に移動)

ア 所要の改善

定期検査で不適正の判定結果が出たものにあつては、浄化槽管理者は、速やかに浄化槽保守点検業者と協議の上、所要の改善を行うものとする。

イ 改善報告書の提出

浄化槽管理者は、所管県民局浄化槽担当課（指導権限を県から委譲された市にあつては、その浄化槽担当部局）から指導通知を受けた場合は、所要の改善後、当該部局に対して改善報告書（様式第17号）を提出することとする。

また、依頼を受けた浄化槽保守点検業者は、維持管理に係るものにあつては、速やかに措置を講ずるとともに、浄化槽管理者に確認した上で改善報告書の作成に協力するものとする。

ウ 清掃・構造に係る場合の措置

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の清掃が必要と判断した場合は、浄化槽管理者と協議の上、浄化槽清掃業者に措置を要請するものとし、構造に係る場合は、浄化槽工事業者に措置を要請するものとする。その場合、原因者が特定できないもので、全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は兵庫県水質保全センターの浄化槽保証制度が適用される浄化槽にあつては、この制度に基づき改善を図るものとする。

(11) 浄化槽廃止の届出

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止した場合は、法第11条の2の規定により、その日から30日以内に廃止の届出を法施行規則第9条の3に規定する様式（参考様式第5号）により、所管県民局浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあつては、その浄化槽担当部局）に届け出るものとする。その場合、当該浄化槽の保守点検業者は、浄化槽管理者に届出を説明することとする。

(12) 法定検査の受検を拒否した場合の措置

浄化槽管理者は、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する法定検査を受検する義務を負う。浄化槽管理者は、正当な理由無くこれを拒んだ場合は、所管県民局浄化槽担当課（指導権限を県から委譲された市にあつては、その浄化槽担当部局）から指導又は処分の対象となる。

第2章 構造及び工事

第1節 構造

- 1 浄化槽の構造は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年7月14日建設省告示第1292号。以下「告示」という。）に定めるほか、この節によるものとする。ただし、法第13条認定品にあつては、3、4、25、27、28及び29を除き、この節の構造によらないことができる。
- 2 浄化槽の放流水質の基準及び処理方式並びに処理対象人員及び平均汚水量の算定は、第1表によるものとする。ただし、放流水質の基準及び処理方式は、この節に定める場合には、この限りでな

(第4章第2節の3へ移動)

(第4章第1節の10へ移動)

(第4章第1節の11へ移動)

第3章 浄化槽の構造及び工事

第1節 構造

- 1 浄化槽の構造は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「告示」という。）に定めるほか、この節によるものとする。ただし、法第13条認定品にあつては、3、4、25、27、28及び29を除き、この節の構造によらないことができる。
- 2 浄化槽の放流水質の基準及び処理方式並びに処理対象人員及び平均汚水量の算定は、第1表によるものとする。ただし、放流水質の基準及び処理方式は、この節に定める場合には、この限りでな

い。なお、処理方式の選定に当たっては、汚水量、負荷量及びこれらの変動等処理機能を考慮し、適切な方式を選定するほか、汚水量の週・月・季節変動の大きいものにあつては、別途協議するものとする。

3 レストラン、中華料理店等で油分の多い厨房施設にあつては、当該油分の多い排水に対して、当該日最大汚水量のおおむね2時間分以上の油脂分離装置を設けるものとする。

4 流入ポンプ槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流入ポンプ槽の平面形状は、正方形又はこれに近い長方形とすること。
- (2) 流入ポンプ槽は、荒目スクリーン、沈砂槽、破碎装置を前置することができること。
- (3) 流入ポンプ槽の有効容量は、時間最大汚水量に対し、15/60以上とすること。
- (4) 流入ポンプ槽の有効水深には、槽底部より30センチメートル及び上端より50センチメートルは含めないこと。
- (5) 流入ポンプ槽のポンプ吐出口径は、原則として50ミリメートル以上とすること。
- (6) 流入ポンプ槽のポンプは、同容量のものを2台以上設置し、自動交互運転ができ、かつ、^{いっすい}溢水のおそれが生じた時には同時運転ができること。
- (7) 沈殿分離槽を設ける場合にあつては、汚水計量装置を当該槽に前置するとともに、移送ポンプの調整状況の把握のため、流量計又はアワーメーターを取り付けること。

い。

なお、処理方式の選定に当たっては、汚水量、負荷量及びこれらの変動等処理機能を考慮し、適切な方式を選定するほか、汚水量の週・月・季節変動の大きいものにあつては、別途協議するものとする。

3 レストラン、中華料理店等で油分の多い厨房施設にあつては、当該油分の多い排水に対して、当該日最大汚水量のおおむね2時間分以上の油脂分離装置を設けるものとする。

4 流入ポンプ槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流入ポンプ槽の平面形状は、正方形又はこれに近い長方形とすること。
- (2) 流入ポンプ槽は、荒目スクリーン、沈砂槽、破碎装置を前置することができること。
- (3) 流入ポンプ槽の有効容量は、時間最大汚水量に対し、15/60以上とすること。
- (4) 流入ポンプ槽の有効水深には、槽底部より30センチメートル及び上端より50センチメートルは含めないこと。
- (5) 流入ポンプ槽のポンプ吐出口径は、原則として50ミリメートル以上とすること。
- (6) 流入ポンプ槽のポンプは、同容量のものを2台以上設置し、自動交互運転ができ、かつ、^{いっすい}溢水のおそれが生じた時には同時運転ができること。
- (7) 沈殿分離槽を設ける場合にあつては、汚水計量装置を当該槽に前置するとともに、移送ポンプの調整状況の把握のため、流量計又はアワーメーターを取り付けること。

第1表

処理性能 (mg/l)				告示区分	処理方式	処理対象人員													
BOD	COD	T-N	T-P			5	50	100	200	500	2000	5000以上							
20	-	-	-	合併 第1	分離接触ばっ気	—													
		20			嫌気濾床接触ばっ気	—													
					脱窒濾床接触ばっ気	—													
20	-	-	-	合併 第6 (注1)	回転板接触 接触ばっ気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					散水濾床 長時間ばっ気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					標準活性汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	-	-	-	合併 第7	接触ばっ気・濾過 凝集分離	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	10	-	-	合併 第8	接触ばっ気・活性炭吸着 凝集分離・活性炭吸着	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	20	1	合併 第9	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	15	1	合併 第10	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	10	1	合併 第11	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1. 第6の沈殿分離型は処理対象人員200人以下に限る。

2. 第9、第10、第11の硝化液循環活性汚泥方式においては日平均汚水量が10立方メートル以上の
場合に限る。

5 流量調整槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流量調整槽内のばっ気強度を、0.5~1.0立方メートル/立方メートル・時とすること。
- (2) 流量調整ポンプには、流量計又はアワーメーターを取り付けること。

6 汚水計量装置を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流量の測定は容易で、一定量を移送できる構造とすること。
- (2) 移送及び余剰汚水の調整槽への返送のための分配は、ポンプで揚水した汚水を整流した後に
行うこと。

第1表

処理性能 (mg/l)				告示区分	処理方式	処理対象人員													
BOD	COD	T-N	T-P			5	50	100	200	500	2000	5000以上							
20	-	-	-	合併 第1	分離接触ばっ気	—													
		20			嫌気濾床接触ばっ気	—													
					脱窒濾床接触ばっ気	—													
20	-	-	-	合併 第6 (注1)	回転板接触 接触ばっ気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					散水濾床 長時間ばっ気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					標準活性汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	-	-	-	合併 第7	接触ばっ気・濾過 凝集分離	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	10	-	-	合併 第8	接触ばっ気・活性炭吸着 凝集分離・活性炭吸着	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	20	1	合併 第9	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	15	1	合併 第10	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	-	10	1	合併 第11	硝化液循環活性汚泥 (注2) 三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) 第6の沈殿分離型は処理対象人員200人以下に限る。

(注2) 第9、第10、第11の硝化液循環活性汚泥方式においては日平均汚水量が10立方メートル上の
場合に限る。

5 流量調整槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流量調整槽内のばっ気強度を、0.5~1.0立方メートル/立方メートル・時とすること。
- (2) 流量調整ポンプには、流量計又はアワーメーターを取り付けること。

6 汚水計量装置を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) 流量の測定は容易で、一定量を移送できる構造とすること。
- (2) 移送及び余剰汚水の調整槽への返送のための分配は、ポンプで揚水した汚水を整流した後に
行うこと。

<p>(3) 三角せき附近の内側面又はオフィスの開孔部附近外側に目盛板を設け、せき調整板で移送量を調整できる構造とすること。</p> <p>(4) その他については、日本工業規格JIS B 8302:2002に準ずること。</p> <p>7 沈殿分離槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。</p> <p>(1) 沈殿分離槽の流入部は、対角線上又は各室の最長距離に置くこと。</p> <p>(2) 沈殿分離槽の流入部又は流出部の水面からの立ち上がりは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 沈殿分離槽の水面と槽天井のスラブとの距離は、50センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 沈殿分離槽の流入管、流出管又はバッフルの上部には、マンホール又は点検清掃口を設けること。</p> <p>(5) 沈殿分離槽の上部スラブには、それぞれの室(槽)に各々1箇所以上のマンホールを設置することとし、マンホールの設置数は、槽の平面積4平方メートルにつき1個程度とすること。</p> <p>(6) マンホールは、悪臭防止対策のため密閉型のもを使用し、排気装置を設けるか、その他有効な悪臭防止対策を講じること。</p> <p>(7) 沈殿分離槽の構造は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺を最小辺の2.5倍以内とすること。</p> <p>8 スクリーンを設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。</p> <p>(1) 荒目スクリーンには、スクリーンに付着した汚水等を手動駆動式又は機械駆動式により除去することができる装置を設けること。なお、手動駆動式装置にあつては、ばっ気スクリーンとすること。</p> <p>(2) 細目スクリーン及び5ミリ目スクリーン(微細目スクリーンの副水路用)には、スクリーンに付着した汚物等を機械駆動式により除去することができる装置を設けること。</p> <p>9 微細目スクリーンを設置する浄化槽にあつては、副水路は、せき板(角落とし)等で微細目スクリーンの流路と区分し、目詰まり時等、汚水が自動的にせき板の上部を越流して、副水路に流入する構造とするものとする。</p> <p>10 荒目スクリーン、細目スクリーン又は微細目スクリーンを設置する場合は、スクリーンかすの貯留槽又は装置を設けるものとする。</p> <p>11 破碎装置を設ける浄化槽にあつては、沈砂槽は破碎装置に前置する構造とするものとする。</p> <p>12 ばっ気沈砂槽を設置する浄化槽にあつては、ばっ気沈砂槽の有効水深は、通常1.5～3メートル程度とし、余裕高(水面から槽壁の上端まで)は、50センチメートル程度とするものとする。</p> <p>13 回転板接触槽を設置する浄化槽で可変装置を設ける場合にあつては、回転板の円周速度の下限は、上限のおおむね1/3程度とするものとする。</p>	<p>(3) 三角せき<u>付</u>近の内側面又はオフィスの開孔部<u>付</u>近外側に目盛板を設け、せき調整板で移送量を調整できる構造とすること。</p> <p>(4) その他については、日本<u>産</u>業規格JIS B 8302:2002に準ずること。</p> <p>7 沈殿分離槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。</p> <p>(1) 沈殿分離槽の流入部は、対角線上又は各室の最長距離に置くこと。</p> <p>(2) 沈殿分離槽の流入部又は流出部の水面からの立ち上がりは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 沈殿分離槽の水面と槽天井のスラブとの距離は、50センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 沈殿分離槽の流入管、流出管又はバッフルの上部には、マンホール又は点検清掃口を設けること。</p> <p>(5) 沈殿分離槽の上部スラブには、それぞれの室(槽)に各々1箇所以上のマンホールを設置することとし、マンホールの設置数は、槽の平面積4平方メートルにつき1個程度とすること。</p> <p>(6) マンホールは、悪臭防止対策のため密閉型のもを使用し、排気装置を設けるか、その他有効な悪臭防止対策を講じること。</p> <p>(7) 沈殿分離槽の構造は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺を最小辺の2.5倍以内とすること。</p> <p>8 スクリーンを設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。</p> <p>(1) 荒目スクリーンには、スクリーンに付着した汚水等を手動駆動式又は機械駆動式により除去することができる装置を設けること。 なお、手動駆動式装置にあつては、ばっ気スクリーンとすること。</p> <p>(2) 細目スクリーン及び5ミリ目スクリーン(微細目スクリーンの副水路用)には、スクリーンに付着した汚物等を機械駆動式により除去することができる装置を設けること。</p> <p>9 微細目スクリーンを設置する浄化槽にあつては、副水路は、せき板(角落とし)等で微細目スクリーンの流路と区分し、目詰まり時等、汚水が自動的にせき板の上部を越流して、副水路に流入する構造とするものとする。</p> <p>10 荒目スクリーン、細目スクリーン又は微細目スクリーンを設置する場合は、スクリーンかすの貯留槽又は装置を設けるものとする。</p> <p>11 破碎装置を設ける浄化槽にあつては、沈砂槽は破碎装置に前置する構造とするものとする。</p> <p>12 ばっ気沈砂槽を設置する浄化槽にあつては、ばっ気沈砂槽の有効水深は、通常1.5～3メートル程度とし、余裕高(水面から槽壁の上端まで)は、50センチメートル程度とするものとする。</p> <p>13 回転板接触槽を設置する浄化槽で可変装置を設ける場合にあつては、回転板の円周速度の下限は、上限のおおむね1/3程度とするものとする。</p>
--	--

14 接触ばっ気槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。ただし、告示第7の1号及び告示第8の1号の構造による後処理のための接触ばっ気槽には適用しない。

- (1) 接触ばっ気槽の平面及び断面の溶存酸素量の点検ができる構造とすること。ただし、短絡流が生じない構造とすること。
 - (2) ばっ気装置が散気式の場合、送風機を2台（1台は予備とする。）以上設置し、3立方メートル/立方メートル・時以上の送風能力のある送風機を使用すること。なお、送風量を適時調整できる装置、空気取入口の清浄装置及び吐出側に圧力計等を設けるものとし、散気装置は槽（室）の底部に設置すること。
 - (3) 機械攪拌装置によるばっ気の場合は、機械攪拌機を必要に応じて2台以上設置すること。
 - (4) 接触材の逆洗が適切に行える逆洗装置を設けるとともに、散気装置及び逆洗装置は容易に取付け、取外しができる構造であること。
 - (5) はくり汚泥等を強制的に移送できる装置を設けるとともに、沈殿分離型にあつては、はくり汚泥は、汚泥分離槽第1室（槽）に戻すことを標準とする。
 - (6) 散気管及び逆洗管は、水平保持ができる構造であること。なお、散気管は、均一なばっ気攪拌上支障のない範囲で、必要に応じて分割することができること。
- (7) 接触ばっ気槽は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺が最小辺の2.5倍以内の長さとする。

15 ばっ気槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) ばっ気槽の平面形状は、円形、正方形又は長方形を標準形とすること。
- (2) ばっ気槽は原則として1槽とするが、汚水量の季節変動の大きい学校等の施設並びに汚水量及び負荷量が設計水量及び設計負荷量に達するまで長時間を要する施設については、ばっ気槽を2系列以上設ける等、必要に応じて槽を分割することができること。
- (3) ばっ気槽は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺が最小辺の2.5倍以内の長さとする。
- (4) 散気装置によりばっ気を行う場合は、送風機を2台（1台は予備とする。）以上設置し、平均汚水量の36倍以上の送風能力のある送風機を使用すること。なお、送風量を適時調整できる装置、空気取入口の清浄装置及び吐出側に圧力計等を設けること。
- (5) ばっ気槽の機械攪拌装置によるばっ気の場合は、機械攪拌機を必要に応じて2台以上設置すること。

14 接触ばっ気槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。ただし、告示第7の1号及び告示第8の1号の構造による後処理のための接触ばっ気槽には適用しない。

- (1) 接触ばっ気槽の平面及び断面の溶存酸素量の点検ができる構造とすること。ただし、短絡流が生じない構造とすること。
- (2) ばっ気装置が散気式の場合、送風機を2台（1台は予備とする。）以上設置し、3立方メートル/立方メートル・時以上の送風能力のある送風機を使用すること。
なお、送風量を適時調整できる装置、空気取入口の清浄装置及び吐出側に圧力計等を設けるものとし、散気装置は槽（室）の底部に設置すること。
- (3) 機械攪拌装置によるばっ気の場合は、機械攪拌機を必要に応じて2台以上設置すること。
- (4) 接触材の逆洗が適切に行える逆洗装置を設けるとともに、散気装置及び逆洗装置は容易に取付け、取外しができる構造であること。
- (5) はくり汚泥等を強制的に移送できる装置を設けるとともに、沈殿分離型にあつては、はくり汚泥は、汚泥分離槽第1室（槽）に戻すことを標準とする。
- (6) 散気管及び逆洗管は、水平保持ができる構造であること。
なお、散気管は、均一なばっ気攪拌上支障のない範囲で、必要に応じて分割することができること。
- (7) 接触ばっ気槽は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺が最小辺の2.5倍以内の長さとする。

15 ばっ気槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。

- (1) ばっ気槽の平面形状は、円形、正方形又は長方形を標準形とすること。
- (2) ばっ気槽は原則として1槽とするが、汚水量の季節変動の大きい学校等の施設並びに汚水量及び負荷量が設計水量及び設計負荷量に達するまで長時間を要する施設については、ばっ気槽を2系列以上設ける等、必要に応じて槽を分割することができること。
- (3) ばっ気槽は、立方体に近い構造とすることを標準とすること。ただし、水流その他の事情により、これによりがたい場合にあつては、各室の縦、横、有効水深の最大辺が最小辺の2.5倍以内の長さとする。
- (4) 散気装置によりばっ気を行う場合は、送風機を2台（1台は予備とする。）以上設置し、平均汚水量の36倍以上の送風能力のある送風機を使用すること。
なお、送風量を適時調整できる装置、空気取入口の清浄装置及び吐出側に圧力計等を設けること。
- (5) ばっ気槽の機械攪拌装置によるばっ気の場合は、機械攪拌機を必要に応じて2台以上設置すること。

- (6) 沈殿槽からの汚泥返送量を計量することができるよう、6に定めた構造の計量装置を設けること。
- 16 消泡装置を設置する浄化槽にあつては、圧力水による装置を使用する場合は、ノズル1個当たりの吐出量を5～10リットル/分及びノズル間隔を1.5メートル程度を標準とするものとする。
- 17 沈殿槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。ただし、告示第7の1号及び第8の1号の構造の後処理のための沈殿槽には適用しない。
- (1) 汚泥のかきよせが機械かきよせ方式以外の沈殿槽にあつては、沈殿槽の表面形状を正方形又は円形とすること。
- (2) 沈殿槽には、円形整流筒を設け、流入水を均等に分布又は拡散させる構造とすること。
- (3) 沈殿槽の有効水深は、余裕高（水面から槽壁の上端まで）を50センチメートル以上とすること。
- (4) ホッパー底部は、円形又は正方形とし、それぞれの一边の長さ又は直径を45センチメートル以下とすること。
- 18 消毒槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 消毒槽の有効容量は、1日当たりの最大汚水量のおおむね1/100以上とすること。
- (2) 消毒槽には、添加消毒剤と放流水が完全に混和できるように導流壁を設け、15分間以上保持される構造とすること。
- (3) 消毒槽の塩素注入量は、槽内の有効塩素がたえず10ミリグラム/リットル以上となるように添加できる構造とすること。
- (4) 消毒槽の添加消毒剤は、当該浄化槽の保守点検に必要な回数に基づく間隔に応じて、必要な量を収容できる構造とすること。
- 19 放流ポンプ槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 放流ポンプ槽の有効容量は、時間最大汚水量に対し、15/60とすること。
- (2) 放流ポンプは、同容量のものを2台以上設置し、自動交互運転ができ、かつ、溢水のおそれが生じた場合は、同時運転ができること。
- 20 汚泥濃縮貯留槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 汚泥濃縮貯留槽の平面形状は、正方形、円形又は長方形とし、底部をホッパー型（ホッパーの勾配は、水平に対して45～60度程度とする。）とすること。
- (2) 汚泥濃縮貯留槽の有効容量は、計画汚泥量に対して21日分以上貯留できる容量とすること。
- (3) 汚泥濃縮貯留槽の有効水深は、2～5メートルとすること。
- (4) 微細目スクリーンから排出されるスクリーンかすを汚泥濃縮貯留槽に投入しないこと。
- (5) 沈殿槽で発生するスカムは、汚泥濃縮貯留槽へ移送できる構造とすること。
- (6) 汚泥濃縮貯留槽の中間水を脱離液として流量調整槽へ移送できる構造とすること。
- (7) 汚泥濃縮貯留槽には、散気装置又はピケットフェンス等の攪拌装置を設けること。なお、こ

- (6) 沈殿槽からの汚泥返送量を計量することができるよう、6に定めた構造の計量装置を設けること。
- 16 消泡装置を設置する浄化槽にあつては、圧力水による装置を使用する場合は、ノズル1個当たりの吐出量を5～10リットル/分及びノズル間隔を1.5メートル程度を標準とするものとする。
- 17 沈殿槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。ただし、告示第7の1号及び第8の1号の構造の後処理のための沈殿槽には適用しない。
- (1) 汚泥のかきよせが機械かきよせ方式以外の沈殿槽にあつては、沈殿槽の表面形状を正方形又は円形とすること。
- (2) 沈殿槽には、円形整流筒を設け、流入水を均等に分布又は拡散させる構造とすること。
- (3) 沈殿槽の有効水深は、余裕高（水面から槽壁の上端まで）を50センチメートル以上とすること。
- (4) ホッパー底部は、円形又は正方形とし、それぞれの一边の長さ又は直径を45センチメートル以下とすること。
- 18 消毒槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 消毒槽の有効容量は、1日当たりの最大汚水量のおおむね1/100以上とすること。
- (2) 消毒槽には、添加消毒剤と放流水が完全に混和できるように導流壁を設け、15分間以上保持される構造とすること。
- (3) 消毒槽の塩素注入量は、槽内の有効塩素がたえず10ミリグラム/リットル以上となるように添加できる構造とすること。
- (4) 消毒槽の添加消毒剤は、当該浄化槽の保守点検に必要な回数に基づく間隔に応じて、必要な量を収容できる構造とすること。
- 19 放流ポンプ槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 放流ポンプ槽の有効容量は、時間最大汚水量に対し、15/60とすること。
- (2) 放流ポンプは、同容量のものを2台以上設置し、自動交互運転ができ、かつ、溢水のおそれが生じた場合は、同時運転ができること。
- 20 汚泥濃縮貯留槽を設置する浄化槽にあつては、次によるものとする。
- (1) 汚泥濃縮貯留槽の平面形状は、正方形、円形又は長方形とし、底部をホッパー型（ホッパーの勾配は、水平に対して45～60度程度とする。）とすること。
- (2) 汚泥濃縮貯留槽の有効容量は、計画汚泥量に対して21日分以上貯留できる容量とすること。
- (3) 汚泥濃縮貯留槽の有効水深は、2～5メートルとすること。
- (4) 微細目スクリーンから排出されるスクリーンかすを汚泥濃縮貯留槽に投入しないこと。
- (5) 沈殿槽で発生するスカムは、汚泥濃縮貯留槽へ移送できる構造とすること。
- (6) 汚泥濃縮貯留槽の中間水を脱離液として流量調整槽へ移送できる構造とすること。
- (7) 汚泥濃縮貯留槽には、散気装置又はピケットフェンス等の攪拌装置を設けること。

れらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

- 21 汚泥濃縮設備を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 汚泥濃縮設備は、汚泥濃縮槽又は汚泥濃縮装置とすること。
 - (2) 汚泥濃縮槽の平面形状は、正方形、長方形又は円形とすること。
 - (3) 汚泥濃縮槽の有効容量は、計画汚泥量に対して2日分以上とすること。
 - (4) 汚泥濃縮槽は、汚泥搬出の容易な配置及び構造（排泥管設備を含む。）とすること。
 - (5) 汚泥濃縮槽は、臭気が発散しない構造とすること。
 - (6) スカム及び汚泥が適正に汚泥貯留槽へ移送できる構造とすること。
 - (7) 沈殿槽で発生したスカムは、汚泥濃縮槽へ移送できる構造とすること。
 - (8) 汚泥濃縮槽には、ピケットフェンス等を設けること。なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。
 - (9) 汚泥濃縮槽への汚泥の移送は、汚泥のまきあげを生じないよう、T字管等で行うこと。
- 22 汚泥貯留槽を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 汚泥貯留槽の有効容量は、計画汚泥量に対して21日分以上とすること。
 - (2) 汚泥貯留槽は、汚泥搬出の容易な配置及び構造（排泥管設備を含む。）とすること。
 - (3) 汚泥貯留槽は、臭気が発散しない構造とすること。
 - (4) 汚泥貯留槽の攪拌装置の能力は、散気式の場合は、1立方メートル/立方メートル・時程度とすること。
- 23 砂濾過装置、活性炭吸着装置にあっては、次によるものとする。
- (1) 運転方式は並列同時運転でも可能とし、2台合わせて移流計画汚水量を満足すること。
 - (2) 告示第6の構造の流量調整槽の容量については、日平均汚水量に1日の逆洗水を加えた量とすること。
- 24 生物反応槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 脱窒槽の攪拌装置は、ポンプ又はガス攪拌を標準とすること。
 - (2) 脱窒槽においては、汚水のBOD/N比が3以下と考えられる場合は、メタノール等の水素供与体の注入設備を設置すること。
 - (3) 硝化槽においては、pH計を設置して、これに連動して自動的にアルカリ剤を注入できる装置を設置すること。
 - (4) 硝化槽においては、DO計を常設して、自動記録を行うこと。
 - (5) 硝化槽には消泡装置を設置すること。
- 25 一般構造及び材質にあっては、次によるものとする。
- (1) 本体
ア 汚水処理量が100立方メートル/日を超える浄化槽の接触ばっ気槽、散水濾槽、ばっ気槽及び

なお、これらを設ける場合には、濃縮に支障が生じることがないようにすること。

- 21 汚泥濃縮設備を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 汚泥濃縮設備は、汚泥濃縮槽又は汚泥濃縮装置とすること。
 - (2) 汚泥濃縮槽の平面形状は、正方形、長方形又は円形とすること。
 - (3) 汚泥濃縮槽の有効容量は、計画汚泥量に対して2日分以上とすること。
 - (4) 汚泥濃縮槽は、汚泥搬出の容易な配置及び構造（排泥管設備を含む。）とすること。
 - (5) 汚泥濃縮槽は、臭気が発散しない構造とすること。
 - (6) スカム及び汚泥が適正に汚泥貯留槽へ移送できる構造とすること。
 - (7) 沈殿槽で発生したスカムは、汚泥濃縮槽へ移送できる構造とすること。
 - (8) 汚泥濃縮槽には、ピケットフェンス等を設けること。
 - (9) 汚泥濃縮槽への汚泥の移送は、汚泥のまきあげを生じないよう、T字管等で行うこと。
- 22 汚泥貯留槽を設置する浄化槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 汚泥貯留槽の有効容量は、計画汚泥量に対して21日分以上とすること。
 - (2) 汚泥貯留槽は、汚泥搬出の容易な配置及び構造（排泥管設備を含む。）とすること。
 - (3) 汚泥貯留槽は、臭気が発散しない構造とすること。
 - (4) 汚泥貯留槽の攪拌装置の能力は、散気式の場合は、1立方メートル/立方メートル・時程度とすること。
- 23 砂濾過装置、活性炭吸着装置にあっては、次によるものとする。
- (1) 運転方式は並列同時運転でも可能とし、2台合わせて移流計画汚水量を満足すること。
 - (2) 告示第6の構造の流量調整槽の容量については、日平均汚水量に1日の逆洗水を加えた量とすること。
- 24 生物反応槽にあっては、次によるものとする。
- (1) 脱窒槽の攪拌装置は、ポンプ又はガス攪拌を標準とすること。
 - (2) 脱窒槽においては、汚水のBOD/N比が3以下と考えられる場合は、メタノール等の水素供与体の注入設備を設置すること。
 - (3) 硝化槽においては、pH計を設置して、これに連動して自動的にアルカリ剤を注入できる装置を設置すること。
 - (4) 硝化槽においては、DO計を常設して、自動記録を行うこと。
 - (5) 硝化槽には消泡装置を設置すること。
- 25 一般構造及び材質にあっては、次によるものとする。
- (1) 本体
ア 汚水処理量が100立方メートル/日を超える浄化槽の接触ばっ気槽、散水濾槽、ばっ気槽及

沈殿槽は、原則として、上部を開放型（旋回流が確認できる構造）とし、その部分には堅牢な構造の点検用歩廊を設置し、その幅は90センチメートル以上で、かつ、落下防止用の保護手摺を設け、その高さは1.1メートル以上とすること。ただし、その上部にグレーチング、耐食性の軽量で点検口を設けたFRP等のプラスチックの蓋を設ける場合及び法第13条認定品の浄化槽であって、保守点検が容易に行える点検口を有する場合は、この限りでない。なお、汚水処理量が100立方メートル/日以下の浄化槽についても、保守点検が容易に行える開口部を有する構造とすること。また、散気管を設けるものについては、散気管の脱着が容易にできる開口部を設けること。

イ 地上上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、管理作業が容易に行えるよう高さ1.8メートル以上の空間を保持し、自然換気が十分できない場合は、機械換気とし、室内の空気を1時間につきおおむね10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設け、また、水平面照度が50ルクス以上となるように照明設備を設けること。

ウ 土かぶりの厚さは30センチメートル以下とすること。ただし、管理用の作業ピット（グレーチングを設ける等、落下防止のための必要な措置を講じること。）を設けたもの又は点検用開口部を十分大きくしたもの等で保守点検上支障のない場合は、この限りでない。

エ 浄化槽をやむを得ず建築物内に設ける場合は、通気のための装置を設け、直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、ピロティ、通気性のよい車庫等に設ける場合は、この限りでない。

オ 槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるように水準目安標示線を3箇所以上設けること。

カ 現場打ち（機械室を設けない）浄化槽にあつては、設置後容易に確認できる位置に、浄化槽工事業者名、設置年月、容量、人員等を明示した耐食性の標示板を脱落しないように取り付けすること。

キ 浄化槽上部に大きな荷重がかかる可能性がある場合は、荷重に耐えられる強度を有する構造とすること。

ク 点検用マンホールは、開閉時に土砂等が槽内に落下しない構造としその蓋は容易に開けられない構造とするよう務めること。

(2) 使用器具類

使用器具類（浄化槽に使用する機器は、送風機、攪拌機、破砕機、ポンプ等とし、これらに付設する電動機、攪拌翼、回転板、給油器、パイプ類、調節弁、仕切弁及び散気装置等を含む。）については、次によるものとする。

ア 機器類は、耐用年数の長いものを使用し、日本工業規格（JIS）に規格が定められたものについては、JIS規格品を用いること。

び沈殿槽は、原則として、上部を開放型（旋回流が確認できる構造）とし、その部分には堅牢な構造の点検用歩廊を設置し、その幅は90センチメートル以上で、かつ、落下防止用の保護手摺を設け、その高さは1.1メートル以上とすること。ただし、その上部にグレーチング、耐食性の軽量で点検口を設けたFRP等のプラスチックの蓋を設ける場合及び法第13条認定品の浄化槽であつて、保守点検が容易に行える点検口を有する場合は、この限りでない。

なお、汚水処理量が100立方メートル/日以下の浄化槽についても、保守点検が容易に行える開口部を有する構造とすること。また、散気管を設けるものについては、散気管の脱着が容易にできる開口部を設けること。

イ 地上上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、管理作業が容易に行えるよう高さ1.8メートル以上の空間を保持し、自然換気が十分できない場合は、機械換気とし、室内の空気を1時間につきおおむね10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設け、また、水平面照度が50ルクス以上となるように照明設備を設けること。

ウ 土かぶりの厚さは30センチメートル以下とすること。ただし、管理用の作業ピット（グレーチングを設ける等、落下防止のための必要な措置を講じること。）を設けたもの又は点検用開口部を十分大きくしたもの等で保守点検上支障のない場合は、この限りでない。

エ 浄化槽をやむを得ず建築物内に設ける場合は、通気のための装置を設け、直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、ピロティ、通気性のよい車庫等に設ける場合は、この限りでない。

オ 槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるように水準目安標示線を3箇所以上設けること。

カ 現場打ち（機械室を設けない）浄化槽にあつては、設置後容易に確認できる位置に、浄化槽工事業者名、設置年月、容量、人員等を明示した耐食性の標示板を脱落しないように取り付けすること。

キ 浄化槽上部に大きな荷重がかかる可能性がある場合は、荷重に耐えられる強度を有する構造とすること。

ク 点検用マンホールは、開閉時に土砂等が槽内に落下しない構造としその蓋は容易に開けられない構造とするよう務めること。

(2) 使用器具類

使用器具類（浄化槽に使用する機器は、送風機、攪拌機、破砕機、ポンプ等とし、これらに付設する電動機、攪拌翼、回転板、給油器、パイプ類、調節弁、仕切弁及び散気装置等を含む。）については、次によるものとする。

ア 機器類は、耐用年数の長いものを使用し、日本産業規格（JIS）に規格が定められたものについては、JIS規格品を用いること。

- イ 機器類及び取付支持具等は、全て耐食性材料又は同等以上の耐食加工した材料とすること。
- ウ 機器類の重量等の耐圧力を考慮して、コンクリート製又はこれと同等以上の強度のある基礎に堅固に取り付けること。
- エ 電動機直結の機器は、連接機構が完全なもので、回転部分の注油、点検が容易なものであること。
- オ 槽内で使用する電動機は、完全密閉防水型とすること。
- カ 槽外（屋外）に設置する機器は、防水機能を有したカバー内又はポンプ室内等に格納すること。
- キ 機器類は、点検、修理、交換等が容易なものであること。
- ク 口径50ミリメートル以上のポンプは、必要に応じ、ガイド着脱型とすること。
- ケ 機器類は、必要に応じて、防振、防音構造とすること。

(3) 電気設備

電気設備については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）によるほか、次によることとする。

ア 配線は、JIS C 3342:2000 600Vビニル絶縁ビニルシースケープル又はこれと同等以上の絶縁耐力のある電線を使用すること。

イ 地下埋設電線路配管は、波付硬質合成樹脂管（FEP管）、合成樹脂可とう電線管（PF管）、又は硬質ビニル電線管（VE管）を使用し、必要に応じて、ハンドホールを設置すること。

ウ 電動操作盤にあつては、次によることとする。

- (ア) 屋外に設置するものにあつては、雨水等の浸入を防止する対策が施されていること。
- (イ) 水中又は湿気の生じるところに設置する電動機等の開閉器は、漏電遮断器とし、また、漏電遮断器が作動した場合は、警報装置に連絡すること。
- (ウ) 機器の故障等の異常時には、警報装置に連絡できる装置であること。
- (エ) 動力操作盤は、保守点検に支障のない場所に設置し、接地工事を施すこと。

(4) 配管及び柵

ア 汚水管の種類は、遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管等とし、この断面の形状は、円形、卵形等とすること。

イ 汚水柵の構造は、下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）の規定によること。

ウ 槽の悪臭防止のために設置する臭突配管の開口部は、雨水等が流入しにくい構造とし、軒天より1メートル程度立ち上げるとともに、槽から遠距離の場合は、電動ファンを設置すること。

エ 放流水路に接続する放流管端部は、エルボを用いた構造とするなど、放流口の水位上昇時に

- イ 機器類及び取付支持具等は、全て耐食性材料又は同等以上の耐食加工した材料とすること。
- ウ 機器類の重量等の耐圧力を考慮して、コンクリート製又はこれと同等以上の強度のある基礎に堅固に取り付けること。
- エ 電動機直結の機器は、連接機構が完全なもので、回転部分の注油、点検が容易なものであること。
- オ 槽内で使用する電動機は、完全密閉防水型とすること。
- カ 槽外（屋外）に設置する機器は、防水機能を有したカバー内又はポンプ室内等に格納すること。
- キ 機器類は、点検、修理、交換等が容易なものであること。
- ク 口径50ミリメートル以上のポンプは、必要に応じ、ガイド着脱型とすること。
- ケ 機器類は、必要に応じて、防振、防音構造とすること。

(3) 電気設備

電気設備については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）によるほか、次によることとする。

ア 配線は、JIS C 3342:2000 600Vビニル絶縁ビニルシースケープル又はこれと同等以上の絶縁耐力のある電線を使用すること。

イ 地下埋設電線路配管は、波付硬質合成樹脂管（FEP管）、合成樹脂可とう電線管（PF管）又は硬質ビニル電線管（VE管）を使用し、必要に応じて、ハンドホールを設置すること。

ウ 電動操作盤にあつては、次によることとする。

- (ア) 屋外に設置するものにあつては、雨水等の浸入を防止する対策が施されていること。
- (イ) 水中又は湿気の生じるところに設置する電動機等の開閉器は、漏電遮断器とし、また、漏電遮断器が作動した場合は、警報装置に連絡すること。
- (ウ) 機器の故障等の異常時には、警報装置に連絡できる装置であること。
- (エ) 動力操作盤は、保守点検に支障のない場所に設置し、接地工事を施すこと。

(4) 配管及び柵

ア 汚水管の種類は、遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管等とし、この断面の形状は、円形、卵形等とすること。

イ 汚水柵の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の規定によること。

ウ 槽の悪臭防止のために設置する臭突配管の開口部は、雨水等が流入しにくい構造とし、軒天より1メートル程度立ち上げるとともに、槽から遠距離の場合は、電動ファンを設置すること。

エ 放流水路に接続する放流管端部は、エルボを用いた構造とするなど、放流口の水位上昇時に

逆流しない構造とする。ただし、放流水路が浅く狭いなど当該構造をとることにより、放流水路及び放流管の水流を妨げるおそれがある場合はこの限りでない。

(5) 附帯設備

ア 処理対象人員5,001人以上の浄化槽は、停電時において、必要な機械装置の運転維持ができる電気容量の自家用発電設備を設けること。

イ 警報装置の位置は、常時管理者がいるところとすること。常時管理者がいない場合にあつては、異常が発生した場合、屋外にこれを知らせる警報装置を設置すること。この場合の警報装置は、赤色灯が望ましい。

ウ 処理対象人員3,000人以上の浄化槽にあつては、市町と協議の上、スクリーンかす及び余剰汚泥の脱水機を設け、さらに、処理対象人員15,000人以上の浄化槽にあつては、汚泥焼却炉の設置又は脱水汚泥の処分地の確保を行うこと。

(6) その他

病院、研究所の検査室、実験室等の排水で有害な物質を含む排水については、別途処理するものとする。

26 (削除)

27 機械室を設けた場合にあつては、次によるものとする。

(1) 機械室の扉は、鋼製で、施錠装置付のものであること。

(2) 広さは、機械装置・動力操作盤等の保守管理上支障のない空間を有すること。

(3) 機械室は、必要に応じて、防音・防湿構造とすること。

(4) 室内には、点検修理用のコンセントを設け、また、換気装置及び照明装置が設置されていること。

(5) 室内の見やすい場所に、浄化槽工事業者名、設置年月、容量、人員、フローシート等を明記した耐食性の標示板を掲示すること。

28 みなし浄化槽を使用した構造の変更及び放流水の水質変更については、次によるものとする。

既設のみなし浄化槽を浄化槽に変更する場合は、5～50人槽の浄化槽又は変則浄化槽とするものとする。なお、変則浄化槽は、前置みなし浄化槽と後置浄化槽から構成され、この両装置を合わせて1つの浄化槽としたもので、その構造については、次によるものとする。また、変則浄化槽を設置する場合は、建築基準法第68条の26の規定に基づき国土交通大臣の認定が必要である。

(1) 処理対象人員は、50人以下であること。

(2) 前置みなし浄化槽は、告示第1第1号、第2号、第3号又は昭昭和44年5月1日建設省告示第1726号第1に適合する既設のみなし浄化槽の消毒機能を除去したものであること。

(3) 後置浄化槽は、告示第1第4号又は建設省通達（平成元年3月31日住指発第105号）に定めら

に逆流しない構造とする。ただし、放流水路が浅く狭いなど当該構造をとることにより、放流水路及び放流管の水流を妨げるおそれがある場合はこの限りでない。

(5) 附帯設備

ア 処理対象人員5,001人以上の浄化槽は、停電時において、必要な機械装置の運転維持ができる電気容量の自家用発電設備を設けること。

イ 警報装置の位置は、常時管理者がいるところとすること。常時管理者がいない場合にあつては、異常が発生した場合、屋外にこれを知らせる警報装置を設置すること。この場合の警報装置は、赤色灯が望ましい。

ウ 処理対象人員3,000人以上の浄化槽にあつては、市町と協議の上、スクリーンかす及び余剰汚泥の脱水機を設け、さらに、処理対象人員15,000人以上の浄化槽にあつては、汚泥焼却炉の設置又は脱水汚泥の処分地の確保を行うこと。

(6) その他

病院、研究所の検査室、実験室等の排水で有害な物質を含む排水については、別途処理するものとする。

26 (削除)

27 機械室を設けた場合にあつては、次によるものとする。

(1) 機械室の扉は、鋼製で、施錠装置付のものであること。

(2) 広さは、機械装置・動力操作盤等の保守管理上支障のない空間を有すること。

(3) 機械室は、必要に応じて、防音・防湿構造とすること。

(4) 室内には、点検修理用のコンセントを設け、また、換気装置及び照明装置が設置されていること。

(5) 室内の見やすい場所に、浄化槽工事業者名、設置年月、容量、人員、フローシート等を明記した耐食性の標示板を掲示すること。

28 既存単独処理浄化槽を使用した構造の変更及び放流水の水質変更については、次によるものとする。既存単独処理浄化槽を浄化槽に変更する場合は、5～50人槽の浄化槽又は変則浄化槽とするものとする。

なお、変則浄化槽は、前置既存単独処理浄化槽と後置浄化槽から構成され、この両装置を合わせて1つの浄化槽としたもので、その構造については、次によるものとする。また、変則浄化槽を設置する場合は、建築基準法第68条の26の規定に基づき国土交通大臣の認定が必要である。

(1) 処理対象人員は、50人以下であること。

(2) 前置既存単独処理浄化槽は、告示第1第1号、第2号、第3号又は昭昭和44年建設省告示第1726号第1に適合する既存単独処理浄化槽の消毒機能を除去したものであること。

(3) 後置浄化槽は、告示第1第4号又は建設省通達（平成元年3月31日住指発第105号）に定めら

れた構造のものであること。

(4) 接続方法

し尿は、前置みなし浄化槽で処理された後に後置浄化槽に流入し、雑排水は直接後置浄化槽に流入する構造であること。

(5) 処理性能

通常の使用状態においてBODの除去率が90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下のものであること。

29 第1章4 (3) ただし書に定める放流方法は、次の方式によるものとする。

(1) 放流水の蒸発散方式

原則として次のとおりとするが、降雨条件、積雪条件、日照条件その他の条件からみて、これによりがたい場合は、この限りでないものとする。

ア 設置条件

井戸その他の飲料水源からおおむね30メートル以上離れており、周囲は蒸発散装置の機能に支障のない空間が保持されていること。また、雨水等が流入しやすい場所（くぼ地、傾斜面の下等）はさげ、やむをえない場合は、対策を講じること。

イ 構造

(ア) 上部の被覆土壌から一部地下浸透する程度は支障のないこと。

(イ) 装置は、維持管理・清掃が容易なものであること。

(ウ) 点検口等を設けるか、その他の方法により、内部の水位が観察できること。

(エ) 天候、湿度等の条件により蒸発が不完全な場合に放流水があふれ出ることを防止するため貯留槽を設けること。なお、その容量は日平均汚水量以上とし、また、蒸発面積は汚水量50リットル当たり4立方メートル以上とするが、いずれも諸条件により増減できるものとする。

(オ) 貯留槽にたまった水は、再度、蒸発散装置に返還できるものであること。

(2) 放流水の地下浸透方式

ア 地下浸透部分は、地下水位が地面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底部）から1.5メートル以下、かつ、土壌の厚さが1メートル以上の区域に設けること。また、井戸その他の水源から水平距離30メートル以内の位置及び傾斜地 崩壊等災害の生ずる危険のある区域に設けてはならない。

イ 処理対象人員1人当たりの浸透部分の面積は、一般の土壌の場合は4平方メートル以上とし、不浸透性土壌（粘土質）の場合は、浸透速度を測定して、必要面積を算出すること。

ウ 一般の土壌の場合は、散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。なお、トレンチの幅は50センチメートル以上、90センチメートル以下、深さ60センチ

れた構造のものであること。

(4) 接続方法

し尿は、前置**既存単独処理浄化槽**で処理された後に後置浄化槽に流入し、雑排水は直接後置浄化槽に流入する構造であること。

(5) 処理性能

通常の使用状態においてBODの除去率が90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下のものであること。

29 第2章2 (2) ただし書に定める放流方法は、次の方式によるものとする。

(1) 放流水の蒸発散方式

原則として次のとおりとするが、降雨条件、積雪条件、日照条件その他の条件からみて、これによりがたい場合は、この限りでないものとする。

ア 設置条件

井戸その他の飲料水源からおおむね30メートル以上離れており、周囲は蒸発散装置の機能に支障のない空間が保持されていること。また、雨水等が流入しやすい場所（くぼ地、傾斜面の下等）はさげ、やむを**得**ない場合は、対策を講じること。

イ 構造

(ア) 上部の被覆土壌から一部地下浸透する程度は支障のないこと。

(イ) 装置は、維持管理・清掃が容易なものであること。

(ウ) 点検口等を設けるか、その他の方法により、内部の水位が観察できること。

(エ) 天候、湿度等の条件により蒸発が不完全な場合に放流水があふれ出ることを防止するため貯留槽を設けること。

なお、その容量は日平均汚水量以上とし、また、蒸発面積は汚水量50リットル当たり4**平**方メートル以上とするが、いずれも諸条件により増減できるものとする。

(オ) 貯留槽にたまった水は、再度、蒸発散装置に返還できるものであること。

(2) 放流水の地下浸透方式

ア 地下浸透部分は、地下水位が地面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底部）から1.5メートル以下、かつ、土壌の厚さが1メートル以上の区域に設けること。また、井戸その他の水源から水平距離30メートル以内の位置及び傾斜地 崩壊等災害の生ずる危険のある区域に設けてはならない。

イ 処理対象人員1人当たりの浸透部分の面積は、一般の土壌の場合は4平方メートル以上とし、不浸透性土壌（粘土質）の場合は、浸透速度を測定して、必要面積を算出すること。

ウ 一般の土壌の場合は、散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。

メートル以上とし、トレンチの底部には15センチメートル以上の砂を敷き、その上部に10センチメートル以上の砂利をかこった散水管を敷設し、砂で埋戻すこととし、その上部は、15センチメートル以上の覆土を行うこと。

エ 散水管の間隔は、散水管を中心線として、両側をそれぞれ1メートル以上とし、散水管の流入口から末端までの直線距離は、20メートル以下とすること。

オ 散水管の径は、10センチメートル以上の有孔管とし、孔は管底に設けて、孔径1センチメートル程度とすること。

カ 散水管流入部と管末に水位点検孔を設けること。

キ 浸透部分に目詰まり等による浸透能力に支障が生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。

第2節 工事

(第1章の4(2)から移動)

(第1章の4(6)から移動)

(第1章の5(9)から移動)

(第6章の1(1)及び(2)から移動)。「また、」以降は新設)

なお、トレンチの幅は50センチメートル以上、90センチメートル以下、深さ60センチメートル以上とし、トレンチの底部には15センチメートル以上の砂を敷き、その上部に10センチメートル以上の砂利をかこった散水管を敷設し、砂で埋戻すこととし、その上部は、15センチメートル以上の覆土を行うこと。

エ 散水管の間隔は、散水管を中心線として、両側をそれぞれ1メートル以上とし、散水管の流入口から末端までの直線距離は、20メートル以下とすること。

オ 散水管の径は、10センチメートル以上の有孔管とし、孔は管底に設けて、孔径1センチメートル程度とすること。

カ 散水管流入部と管末に水位点検孔を設けること。

キ 浸透部分に目詰まり等による浸透能力に支障が生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。

第2節 工事

1 浄化槽工事業者の遵守事項

(1) 浄化槽工事業者(特例浄化槽工事業者を含む。)は、県内に営業所を置くよう努めるものとする。
なお、営業所には、県内又は近隣府県に居住する浄化槽設備士を置くものとする。

(2) 適正な工事の施工

浄化槽設置工事に当たっては、法令及び第2章に基づき適正に施工するものとする。

なお、工事施工の際には、浄化槽設備士に現場監理させ、設置工事に万全を期するものとする。

(3) 浄化槽の維持管理に係る説明等

浄化槽工事業者は、設置された浄化槽の維持管理に必要な条件については、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者並びに指定検査機関(兵庫県水質保全センター)に説明するよう努めるものとする。併せて、浄化槽の使用開始検査前に第1回目の保守点検が確実に行われるよう、浄化槽管理者の承諾の下、浄化槽保守点検業者に連絡するものとする。

(4) 台帳の整備等

浄化槽工事業者は、毎年3月31日までの1年間に行った事業実績を把握・報告できるよう、県内で施工した浄化槽に係る設置場所、設置者、工期、型式、処理対象人員について工事施工台帳の整備を行うものとする。また、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

2 浄化槽工事の技術上の基準

- 1 浄化槽工事の技術上の基準は、共同省令に定めるほか、この節によるものとする。
- 2 鉄筋コンクリート造の場合は、建築基準法施行令第3章第6節によることとする。
- 3 浄化槽の設置工事を開始する場合は、あらかじめ安全に配慮し、工事中における危害を防止するための措置を講じること。
- 4 流入管の配管の勾配は、1/150以上1/100以下を原則とするものとする。
- 5 排水管の口径は、流入管と同径以上とし、勾配は、1/200以上を原則とするものとする。ただし、放流ポンプ槽を設置する場合は、この限りでない。
- 6 配管が荷重等により沈下、破損のおそれのある場合は、これらに対してトラフ等に収めるような安全な構造とするものとする。
- 7 共同省令第1条第7号に規定する記録には、基礎の状況が確認できる写真を添付すること。
- 8 プラスチック製等の浄化槽の埋め戻しについては、砂、まさ土等の良質土により行い、地下水位の状況に応じて浄化槽の浮上り防止を行うものとする。
- 9 原則として、各槽は一体の底盤に設置すること。(潜函工法の禁止)
- 10 工事写真・漏水検査(24時間)に関する資料を保管しておくこと。

第3章 保守点検及び清掃

第1節 浄化槽使用者の遵守事項

浄化槽管理者は、浄化槽の機能を正常に維持するため、法施行規則第1条に定めるほか、次の事項を遵守するものとする。

- 1 便器使用後の洗浄水は、浄化槽の所期の性能が発揮できる適正量とすること。
- 2 便器等の洗浄は、原則として、水又は温水で行うこと。
- 3 浄化槽を設置している場合は、厨芥類をディスポーザー等で破碎し、流出させてはならない。ただし、ディスポーザー排水対応浄化槽として大臣認定を受けたもので、汚泥処理について所管市町と調整した上で設置し、認定内容に則した使用等を行う場合は、この限りでない。また、厨房設備からの排水は、あらかじめ固液分離を行うこと。

(第1章の5(2)から移動)

(第1章の5(3)から、「また、」以降は第4章の3(1)から移動。ただし書は新設)

- (1) 浄化槽工事の技術上の基準は、共同省令に定めるほか、この項によるものとする。
- (2) 鉄筋コンクリート造の場合は、建築基準法施行令第3章第6節によることとする。
- (3) 浄化槽の設置工事を開始する場合は、あらかじめ安全に配慮し、工事中における危害を防止するための措置を講じること。
- (4) 流入管の配管の勾配は、1/150以上1/100以下を原則とするものとする。
- (5) 排水管の口径は、流入管と同径以上とし、勾配は、1/200以上を原則とするものとする。ただし、放流ポンプ槽を設置する場合は、この限りでない。
- (6) 配管が荷重等により沈下、破損のおそれのある場合は、これらに対してトラフ等に収めるような安全な構造とするものとする。
- (7) 共同省令第1条第7号に規定する記録には、基礎の状況が確認できる写真を添付すること。
- (8) プラスチック製等の浄化槽の埋め戻しについては、砂、まさ土等の良質土により行い、地下水位の状況に応じて浄化槽の浮上り防止を行うものとする。
- (9) 原則として、各槽は一体の底盤に設置すること。(潜函工法の禁止)
- (10) 工事写真・漏水検査(24時間)に関する資料を保管しておくこと。

第4章 浄化槽の維持管理

第1節 浄化槽管理者の遵守事項等

1 使用に関する準則等

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理するため、法施行規則第1条に規定する「使用に関する準則」ほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 便器使用後の洗浄水は、浄化槽の所期の性能が発揮できる適正量とすること。
- (2) 便器等の洗浄は、塩素系洗剤は使用せずに、水又は温水で行うこと。
- (3) 浄化槽を設置している場合は、厨芥類をディスポーザー等で破碎し、流出させてはならない。ただし、ディスポーザー排水対応浄化槽として大臣認定を受けたもので、汚泥処理について所管市町と調整した上で設置し、認定内容に則した使用等を行う場合は、この限りでない。また、厨房設備からの排水は、あらかじめ固液分離を行うこと。

2 浄化槽使用開始の報告

浄化槽管理者は、法第10条の2第1項の規定により、当該浄化槽の使用開始の日から30日以内に、法施行規則第8条の2で定める事項を記載した報告書(参考様式第4号)を所管県民局浄化槽担当課等に提出するものとする。

3 定期検査の受検

(第1章の5(1)及び(4)から移動)

(第1章の5(6)から、「また、」以降は第3章第2節の2(2)から移動)

(第1章の5(7)の内容を変更)

(第1章の5(10)ア及びイから移動)

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持管理されているか否かを確認するため、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）が実施する法第11条第1項に規定する定期検査を、毎年1回定期的に受検しなければならない。また、法定検査受検後には、県告示で定められた法定検査料金（参考資料参照）を指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に支払わなければならない。ただし、法第11条の2第1項の規定による使用の休止を届け出た場合は、当該浄化槽の使用が再開されるまでの間、定期検査の受検を免除する。

なお、当該検査の受検の申込みは、指定検査機関（兵庫県水質保全センター）に行うこととする。この場合、法施行規則第9条第2項の規定により、浄化槽管理者は、定期検査に係る手続を、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

4 維持管理業務の委託等

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託して実施するとともに（保守点検及び清掃の回数は参考資料参照）、当該業者の登録又は許可内容を確認の上、書面により委託契約するものとする。委託契約する場合は、様式第3号に示す浄化槽維持管理等委託契約書に準じた内容で、契約を締結するものとする。ただし、501人槽以上の浄化槽であって、浄化槽管理者で技術管理者を置き、その技術管理者により直ちに浄化槽の適正な維持管理を図ることができる場合はこの限りでない。

5 浄化槽管理者が自ら保守点検する場合

浄化槽管理者が自ら保守点検する場合は、浄化槽に関する一定の知識を有した上で、法施行規則第2条に規定する「保守点検の技術上の基準」を遵守し、かつ、条例及び県規則に規定する器具を用いて、保守点検を実施しなければならない。また、様式第7号から第12号までに定める書式に準じた保守点検記録票を保守点検実施のつど作成し、保守点検実施の日から3年間保存するとともに、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

なお、この場合において、3に定める法第11条第1項に規定する定期検査を免除されるものではない。

6 浄化槽保守点検及び清掃記録票の保存

浄化槽管理者は、維持管理業務を委託した業者から浄化槽保守点検記録票及び清掃記録票を受け取り、3年間保存するとともに、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

7 定期検査結果の措置等

(新設)

(新設)

(第1章の5 (11) から移動)

(第1章の5 (12) から移動)

(1) 所要の改善

定期検査で不適正の判定結果が出たものにあつては、浄化槽管理者は、速やかに浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と協議の上、所要の改善を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

浄化槽管理者は、所管県民局浄化槽担当課等から指導通知を受けた場合は、所要の改善後、当該部局に対して改善報告書（様式第16号）を提出することとする。また、依頼を受けた浄化槽保守点検業者は、維持管理に係るものにあつては、速やかに措置を講ずるとともに、浄化槽管理者に確認した上で改善報告書の作成に協力するものとする。

8 浄化槽使用休止の届出

浄化槽管理者は、法第11条の2第1項の規定により、当該浄化槽の使用を休止する場合に当たって法施行規則第3条で規定する清掃を実施した後に、当該浄化槽の使用の休止を届け出る場合は、法規則第9条の3に規定する様式（参考様式第5号）に清掃の記録を添えて、所管県民局浄化槽担当課等に届け出るものとする。

なお、使用の休止を届け出た場合は、当該浄化槽の使用が再開されるまでの間、保守点検及び清掃の実施並びに定期検査の受検を免除する。

9 浄化槽使用再開の届出

浄化槽管理者は、使用の休止を届け出た浄化槽の使用を再開した場合又は使用が再開されていることを知った場合は、法第11条の2第2項の規定により、その日から30日以内に再開の届出を法規則第9条の4に規定する様式（参考様式第6号）により、所管県民局浄化槽担当課等に届出るものとする。

10 浄化槽廃止の届出

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止した場合は、法第11条の3の規定により、その日から30日以内に廃止の届出を法施行規則第9条の5に規定する様式（参考様式第7号）により、所管県民局浄化槽担当課等に届け出るものとする。その場合、当該浄化槽の保守点検業者は、浄化槽管理者に届出の必要性を説明することとする。

11 法定検査の受検を拒否した場合の措置

浄化槽管理者は、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する法定検査を受検する義務を負う。浄化槽管理者は、これを正当な理由無く拒んだ場合は、法第7条の2又は第12条の2の規定により、所管県民局浄化槽担当課等から指導又は処分（勧告及び措置命令）の対象となる。

第2節 浄化槽の保守点検

(第1章の5(5)から移動)

1 浄化槽の保守点検回数

浄化槽の保守点検に最低必要な回数は、次に掲げる場合を除き、法施行規則第6条によるものとする。

(ただし書は新設)

- (1) 処理対象人員が501人以上の浄化槽については、毎日保守点検を行うことを原則とする。ただし、処理対象人員が3,000人以下であって、浄化槽に異常が生じたときに直ちに対応が可能な体制が整う場合は、週2回以上とする。
- (2) 変則浄化槽にあつては、浄化槽の保守点検回数と同じとする。

(第1章の5(10)ウ及び第3章の1から移動)

2 保守点検の帳簿及び記録票

(1) 帳簿

ア 浄化槽保守点検基本帳簿

浄化槽保守点検業者は、県規則第18条に規定する浄化槽保守点検基本帳簿を事務所に備え、契約終了の日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

イ 浄化槽保守点検記録帳簿

浄化槽保守点検業者は、県規則第18条に規定する浄化槽保守点検記録帳簿を事務所に備え、浄化槽の保守点検を行った日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

第2節 浄化槽保守点検業者の遵守事項等

1 浄化槽保守点検業務の適正な実施

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行う場合には、法施行規則第2条に規定する「保守点検の技術上の基準」を遵守し、かつ、定期検査の結果を参考にして、適正に行うものとする。

また、条例第10条第3項及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年兵庫県規則第81号。以下「県規則」という。)第13条に規定する器具を備えなければならない。その器具を用いて、必要に応じて、浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質・汚泥の検査を行うものとする。

2 浄化槽の保守点検回数

浄化槽の保守点検に最低必要な回数は、次に掲げる場合を除き、法施行規則第6条によるものとする。ただし、法第11条の2第1項の規定による使用の休止を届け出た場合は、当該浄化槽の使用が再開されるまでの間、保守点検の実施を免除する。

なお、法第11条の2第2項の規定による再開の届出に当たって保守点検を行った場合は、法第10条第1項に基づく保守点検を実施したものとみなす。

(1) 処理対象人員が501人以上の浄化槽については、毎日保守点検を行うことを原則とする。ただし、処理対象人員が3,000人以下であって、浄化槽に異常が生じたときに直ちに対応が可能な体制が整う場合は、週2回以上とする。

(2) 変則浄化槽にあつては、浄化槽の保守点検回数と同じとする。

3 清掃・機能異常に係る場合の措置

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、条例第11条第2項の規定に基づき、速やかに当該浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者にその旨を通知しなければならない。また、浄化槽の機能異常に係る場合は、浄化槽工事業者に措置を要請するものとする。その場合、全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は兵庫県水質保全センターの浄化槽保証制度が適用される浄化槽にあつては、この制度に基づき改善を図るものとする。

4 保守点検の帳簿及び記録票

(1) 帳簿

ア 浄化槽保守点検基本帳簿

浄化槽保守点検業者は、県規則第18条に規定する浄化槽保守点検基本帳簿を事務所に備え、契約終了の日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

イ 浄化槽保守点検記録帳簿

浄化槽保守点検業者は、県規則第18条に規定する浄化槽保守点検記録帳簿を事務所に備え、浄化槽の保守点検を行った日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 浄化槽保守点検記録票

浄化槽保守点検業者は、法施行規則第5条第2項及び第3項の規定に基づいて、浄化槽の処理方式毎に、様式第7号から第12号に定める書式に準じた保守点検記録票を保守点検実施のつど作成し、委託を受けた浄化槽管理者に内容を説明の上、交付するとともに、双方とも保守点検実施の日から3年間保存するものとする。

なお、浄化槽の処理方式が上記書式のいずれにも該当しない場合は、これに準じて、保守点検記録票を作成するものとする。

また、浄化槽管理者が自ら保守点検する場合も、上記書式に準じた保守点検記録票を保守点検実施のつど作成し、保守点検実施の日から3年間保存するものとする。

(第6章の1(1)及び(3)から移動。「また、」以降は新設)

3 放流水の水質検査

浄化槽からの放流水の良好な水質を確保するため、一定規模以上の浄化槽（処理対象人員が51人以上の浄化槽及び処理対象人員101人以上のみなし浄化槽）の管理者は、次の(1)に区分する頻度及び(2)に定める内容の放流水の水質検査（以下「規定検査」という。）項目を参考に、環境計量事業者として知事の登録を受けた機関（兵庫県水質保全センター等）又は地方公共団体の試験研究機関に依頼し検査を受けるよう努めるものとする。実施機関は、その結果を浄化槽管理者に滞りなく報告すること。

(1) 頻度

処理対象人員	500人以下	501人～ 3,000人	3,001人以上
規定検査実施回数	1年に 1回以上	1月に 1回以上	1月に 2回以上

(2) 規定検査項目

ア 色相 イ 臭気 ウ 透視度 (Tr) エ 水素イオン濃度 (pH) オ 生物化学的酸素要求量 (BOD) カ 浮遊物質 (SS) キ 塩化物イオン濃度 (Cl⁻) ク 大腸菌群数 ケ 化学的酸素要求量 (COD) (排水基準が適用される浄化槽に限定)

(2) 浄化槽保守点検記録票

浄化槽保守点検業者は、法施行規則第5条第2項及び第3項の規定に基づいて、浄化槽の処理方式毎に、様式第7号から第12号までに定める書式に準じた保守点検記録票を保守点検実施のつど作成し、委託を受けた浄化槽管理者に内容を説明の上、交付するとともに、双方とも保守点検実施の日から3年間保存するものとする。

なお、浄化槽の処理方式が上記書式のいずれにも該当しない場合は、これに準じて、保守点検記録票を作成するものとする。

(第4章第1節の5に移動)

5 台帳の整備等

浄化槽保守点検業者は、毎年3月31日までの1年間に行った事業実績を把握・報告できるよう、自ら保守点検を行っている浄化槽に係る管理者、型式、処理対象人員、定期検査の受検の有無、点検回数、浄化槽清掃業者名等について保守点検台帳の整備を行うものとする。また、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

6 放流水の水質検査

浄化槽からの放流水の良好な水質を確保するため、一定規模以上の浄化槽（処理対象人員が51人以上の浄化槽及び処理対象人員101人以上のみなし浄化槽）の管理者は、次の(1)に区分する頻度及び(2)に定める内容の放流水の水質検査（以下「規定検査」という。）項目を参考に、環境計量事業者として知事の登録を受けた機関（兵庫県水質保全センター等）又は地方公共団体の試験研究機関に依頼し検査を受けるよう努めるものとする。実施機関は、その結果を浄化槽管理者に滞りなく報告すること。

(1) 頻度

処理対象人員	500人以下	501人～ 3,000人	3,001人以上
規定検査実施回数	1年に 1回以上	1月に 1回以上	1月に 2回以上

(2) 規定検査項目

ア 色相 イ 臭気 ウ 透視度 (Tr) エ 水素イオン濃度 (pH) オ 生物化学的酸素要求量 (BOD) カ 浮遊物質 (SS) キ 塩化物イオン濃度 (Cl⁻) ク 大腸菌群数 ケ 化学的酸素要求量 (COD) (排水基準が適用される浄化槽に限定)

- コ 燐含有量 (T-P) (排水基準が適用される浄化槽に限定)
- サ 窒素含有量 (T-N) (排水基準が適用される浄化槽に限定)

4 放流水の水質基準

放流水の水質基準は通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量 (BOD) の日間平均値が次のとおりとする。なお、表中の90以下、60以下、30以下はみなし浄化槽の基準であるが、現在みなし浄化槽の新設及び販売は禁止されている。

(単位 BOD (ミリグラム/リットル))

区分	指定区域				指定区域以外	
	昭和49年 3月31日 以前に設 置のもの	昭和49年 4月1日 から昭和 56年5月 31日に設 置のもの	昭和56年 6月1日 から平成 10年2月 28日に設 置のもの	平成10年 3月1日 以降に設 置のもの	平成18年 1月31日 以前に設 置のもの	平成18年 2月1日 以降に設 置のもの
50人以下	90以下	90以下	90以下	20以下	90以下	20以下
51~100	60以下	60以下	60以下			
101~200			30以下	30以下	30以下	60以下
201~300	30以下	20以下				
301~500			30以下	20以下	20以下	30以下
501~2,000	30以下	20以下				
2,001人以上			30以下	20以下	20以下	30以下

※指定区域とは、建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づく区域の指定に関する規則 (昭和49年3月29日兵庫県規則第27号) により指定された区域のことであり、以下を除く区域を指す。

- (1) 建築主事を置く市町の区域
- (2) 公共下水道管理者が、下水道法 (昭和33年4月24日法律第79号) 第4条第1項の規定により定める事業計画において、建築基準法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号の処理区域に予定されている区域

ただし、水質汚濁防止法及びこれに基づく上乗せ条例により、さらに厳しい排水基準が適用されるもの、同法により他の項目が規制されるもの並びに同法に基づき化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量 (T-N)、燐含有量 (T-P) の総量規制基準が適用されているものについてはこの限りでない。なお、設計時に設定された放流水質がさらに厳しい場合には、設計時の設定放流水質により管理するものとする。

- コ 燐含有量 (T-P) (排水基準が適用される浄化槽に限定)
- サ 窒素含有量 (T-N) (排水基準が適用される浄化槽に限定)

(3) 放流水の水質基準

放流水の水質基準は通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量 (BOD) の日間平均値が次のとおりとする。

なお、表中の90以下、60以下、30以下はみなし浄化槽の基準であるが、現在みなし浄化槽の新設及び販売は禁止されている。

(単位 BOD (ミリグラム/リットル))

区分	指定区域				指定区域以外	
	昭和49年 3月31日 以前に設 置のもの	昭和49年 4月1日 から昭和 56年5月 31日に設 置のもの	昭和56年 6月1日 から平成 10年2月 28日に設 置のもの	平成10年 3月1日 以降に設 置のもの	平成18年 1月31日 以前に設 置のもの	平成18年 2月1日 以降に設 置のもの
50人以下	90以下	90以下	90以下	20以下	90以下	20以下
51~100	60以下	60以下	60以下			
101~200			30以下	30以下	30以下	60以下
201~300	30以下	20以下				
301~500			30以下	20以下	20以下	30以下
501~2,000	30以下	20以下				
2,001人以上			30以下	20以下	20以下	30以下

※指定区域とは、建築基準法施行令第32条第1項の規定に基づく区域の指定に関する規則 (昭和49年兵庫県規則第27号) により指定された区域のことであり、以下を除く区域を指す。

- (1) 建築主事を置く市町の区域
- (2) 公共下水道管理者が、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第4条第1項の規定により定める事業計画において、建築基準法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号の処理区域に予定されている区域

ただし、水質汚濁防止法及びこれに基づく上乗せ条例により、さらに厳しい排水基準が適用されるもの、同法により他の項目が規制されるもの並びに同法に基づき化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量 (T-N)、燐含有量 (T-P) の総量規制基準が適用されているものについてはこの限りでない。なお、設計時に設定された放流水質がさらに厳しい場合には、設計時の設定放流水

(第5章の1から移動)

(第5章の2から移動)

(第5章の3から移動、なお書きは新設)

5 その他

- (1) 保守点検時においては、酸欠等の防止、落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 保守点検後は、マンホール蓋（ロック付き）等で密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。

第3節 浄化槽の清掃

(第1章の5（8）から移動)

1 清掃の時期の判定及び回数

浄化槽の清掃は法第10条第1項に定めるところにより、年1回（全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月毎に1回以上）行うほか、次の場合には、適宜行うものとする。

質により管理するものとする。

7 法定検査に係る対応

(1) 受検啓発

浄化槽保守点検業者は、条例第11条第3項の規定に基づき、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する法定検査を受検させるよう努めなければならない。

(2) 不適正判定結果に対する改善

浄化槽保守点検業者は、管理する浄化槽が、法定検査で適正判定を受けるよう保守点検に努めなければならない。また、当該浄化槽の管理者が、所管県民局浄化槽担当課等から指導通知を受けた場合は、その不適正判定を受けた原因を速やかに改善するとともに、浄化槽管理者に改善内容を説明した上で、改善報告書の作成に協力するものとする。

8 浄化槽管理士の適正な保守点検業務

浄化槽保守点検業者は、適正な保守点検を確保するため、浄化槽管理士1人当たりの点検浄化槽数が過大とならないようにしなければならない。

9 浄化槽保守点検業者の登録に関する講習

浄化槽保守点検業者は、雇用する全ての浄化槽管理士に、条例第12条第2項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を有効期間毎に1回以上受講させなければならない。

なお、浄化槽保守点検業者の更新登録の申請書を所管県民局浄化槽担当課に提出する際には、全ての浄化槽管理士の受講証を申請書に添付しなければならない。

10 その他

(1) 保守点検時においては、酸欠等の防止、落下防止等の安全衛生に留意すること。

(2) 保守点検後は、マンホール蓋（ロック付き）等で密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。

第3節 浄化槽清掃業者の遵守事項等

1 浄化槽清掃業務の適正な実施

浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、法施行規則第3条に規定する「清掃の技術上の基準」を遵守し、かつ、浄化槽の保守点検結果及び定期検査の結果を参考にして適正に行うものとする。

2 清掃の時期の判定及び回数

浄化槽の清掃は法第10条第1項に定めるところにより、年1回（全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月毎に1回以上）行うほか、次の場合には、適宜行うものとする。ただし、法

なお、条例第11条第2項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者にその旨を通知しなければならない。

- (1) 沈殿分離室及び多室型の腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面が流入管又はバツフル下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (2) 二階タンク型の腐敗室にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (3) 変形多室型又は変形二階タンク型の腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (4) 浄化槽の二階タンクにあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30センチメートルに達したとき。
- (5) 沈殿分離槽及び嫌気濾床槽にあつては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- (6) スクリーンにあつては、汚物等が付着又は堆積し、汚水の正常な移流に支障が生じ又は悪臭が生じる恐れがあるとき。
- (7) 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して接触材が閉塞し、又は槽内液に多量の浮遊汚泥を生じる恐れがあると認められたとき。
- (8) 回転板接触槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して、嫌気性又は回転板が閉塞する恐れがあると認められたとき。
- (9) 活性汚泥方式のばつ気室にあつては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60パーセントに達したとき。

2 清掃についての留意事項

浄化槽の清掃は、法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に従って行うものとするが、次の事項については留意すること。

- (1) ばつ気室の汚泥等の引き出しは、張り水後のばつ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね10パーセント以上15パーセント以下になるように行うこと。

第11条の2第1項の規定による使用の休止を届け出た場合は、当該浄化槽の使用が再開されるまでの間、清掃の実施を免除する。

なお、浄化槽清掃業者は、浄化槽保守点検業者又は浄化槽管理者から清掃の要請を受けたときは、速やかに応じるものとする。

(元々のなお書きは、第4章第2節の3に移動)

- (1) 沈殿分離室及び多室型の腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面が流入管又はバツフル下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (2) 二階タンク型の腐敗室にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (3) 変形多室型又は変形二階タンク型の腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10センチメートルに達したとき。
- (4) 浄化槽の二階タンクにあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30センチメートルに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30センチメートルに達したとき。
- (5) 沈殿分離槽及び嫌気濾床槽にあつては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- (6) スクリーンにあつては、汚物等が付着又は堆積し、汚水の正常な移流に支障が生じ又は悪臭が生じる恐れがあるとき。
- (7) 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して接触材が閉塞し、又は槽内液に多量の浮遊汚泥を生じる恐れがあると認められたとき。
- (8) 回転板接触槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して、嫌気性又は回転板が閉塞する恐れがあると認められたとき。
- (9) 活性汚泥方式のばつ気室にあつては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60パーセントに達したとき。

3 清掃についての留意事項

浄化槽の清掃は、法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に従って行うものとするが、次の事項については留意すること。

- (1) ばつ気室の汚泥等の引き出しは、張り水後のばつ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね10パーセント以上15パーセント以下になるように行うこと。

- (2) 沈殿分離槽にあつては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。
- (3) 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽にあつては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥の全量を沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮留槽、汚泥貯留槽に移送、又は引き出すこと。
- (4) 回転板接触槽にあつては、生物膜を強制はく離した場合には、はく離汚泥の全量を回転板接触槽から引き出すこと。
- (5) 浄化槽の二階タンクにあつては、汚泥は有効消化室容量のおおむね20パーセントを残して引き出すこと。

3 浄化槽清掃記録票

浄化槽清掃業者は、法施行規則第5条第2項及び第3項の規定に基づいて、様式第13・14号に定める書式に準じた浄化槽清掃記録票を清掃の実施のつど作成し、委託を受けた浄化槽管理者に内容を説明の上、交付するとともに、双方とも清掃の実施の日から3年間保存するものとする。

なお、市町村が記録の書式を定めている場合は、これに代えることができる。

(第6章の1(1)から移動。「把握・報告できるよう」以降は新設)

4 その他の留意事項

- (1) 清掃時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 清掃後は、マンホール蓋等で密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。
- (3) 浄化槽汚泥の収集運搬には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするため、浄化槽清掃業者が当該許可を有しない場合は、当該許可を受けた者に収集運搬を依頼すること。

第4章 法定検査

1 法定検査実施機関

法第57条第1項の規定に基づき、兵庫県知事から指定(昭和61年3月28日付け兵庫県指令第686号)を受けた兵庫県水質保全センターとする。

2 法定検査の意義

法定検査は、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認し、法の目的である生活環境及び

- (2) 沈殿分離槽にあつては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。
- (3) 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽にあつては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥の全量を沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮留槽、汚泥貯留槽に移送、又は引き出すこと。
- (4) 回転板接触槽にあつては、生物膜を強制はく離した場合には、はく離汚泥の全量を回転板接触槽から引き出すこと。
- (5) 浄化槽の二階タンクにあつては、汚泥は有効消化室容量のおおむね20パーセントを残して引き出すこと。

4 浄化槽清掃記録票

浄化槽清掃業者は、法施行規則第5条第2項及び第3項の規定に基づいて、様式第13・14号に定める書式に準じた浄化槽清掃記録票を清掃の実施のつど作成し、委託を受けた浄化槽管理者に内容を説明の上、交付するとともに、双方とも清掃の実施の日から3年間保存するものとする。

なお、市町村が記録の書式を定めている場合は、これに代えることができる。

5 台帳の整備等

浄化槽清掃業者は、毎年3月31日までの1年間に行った事業実績を把握・報告できるよう、自ら清掃を行っている浄化槽に係る管理者、型式、処理対象人員、浄化槽保守点検業者名等について清掃台帳の整備を行うものとする。また、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

6 その他の留意事項

- (1) 清掃時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 清掃後は、マンホール蓋等で密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。
- (3) 浄化槽汚泥の収集運搬には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするため、浄化槽清掃業者が当該許可を有しない場合は、当該許可を受けた者に収集運搬を依頼すること。

第4節 法定検査実施機関の遵守事項等

1 法定検査実施機関

法第57条第1項の規定に基づき、兵庫県知事から指定(昭和61年3月28日付け兵庫県指令第686号)を受けた兵庫県水質保全センターとする。

2 法定検査の意義

法定検査は、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認し、法の目的である生活環境及び

公共用水域等の水質の保全、公衆衛生の向上に寄与するという程度に放流水質が保たれているかを、日頃の浄化槽の使用の状況、保守点検や清掃の履行状況、放流水質の検査等により総合的な観点から確認を行うもの。

3 法定検査の種類及び留意事項

(1) 法定検査の種類等

浄化槽の使用開始後3箇月を経過した日から5箇月の間に実施する「使用開始検査」(法第7条第1項)と、毎年1回実施する「定期検査」(法第11条第1項)とする。

なお、浄化槽管理者は、法定検査受検後、県告示で定められた法定検査料金を指定検査機関(兵庫県水質保全センター)に支払わなければならない。

(2) 使用開始検査(法第7条第1項)

ア 外観検査

(ア) 設置状況 (イ) 設備の移動状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (エ) 使用の状況
(オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 (キ) か、はえ等の発生状況

イ 水質検査

(ア) 放流水に関する項目

a 水素イオン濃度(pH) b 透視度(Tr) c 塩化物イオン濃度(Cl⁻)
d 残留塩素濃度 e 生物化学的酸素要求量(BOD)

(イ) 一次処理槽、二次処理槽に関する項目

a 汚泥沈殿率(SV) b 溶存酸素量(DO)

ウ 書類検査

(ア) 浄化槽維持管理等委託契約書 (イ) 浄化槽保守点検記録票

(3) 定期検査(法第11条第1項)

ア 外観検査

(ア) 設置状況 (イ) 設備の移動状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (エ) 使用の状況
(オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 (キ) か、はえ等の発生状況

イ 水質検査

(ア) 放流水に関する項目

a 水素イオン濃度(pH) b 透視度(Tr) c 残留塩素濃度
d 生物化学的酸素要求量(BOD)

(イ) 一次処理槽、二次処理槽に関する項目

a 溶存酸素量(DO)

ウ 書類検査

(ア) 浄化槽保守点検記録票 (イ) 浄化槽清掃記録票

公共用水域等の水質の保全、公衆衛生の向上に寄与するという程度に放流水質が保たれているかを、日頃の浄化槽の使用の状況、保守点検や清掃の履行状況、放流水質の検査等により総合的な観点から確認を行うもの。

3 法定検査の種類及び留意事項

(1) 法定検査の種類等

浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月の間に実施する「使用開始検査」(法第7条第1項)と、毎年1回実施する「定期検査」(法第11条第1項)とする。

(第4章第1節の3に移動)

(2) 使用開始検査(法第7条第1項)

ア 外観検査

(ア) 設置状況 (イ) 設備の移動状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (エ) 使用の状況
(オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 (キ) 蚊、ハエ等の発生状況

イ 水質検査

(ア) 放流水に関する項目

a 水素イオン濃度(pH) b 透視度(Tr) c 塩化物イオン濃度(Cl⁻)
d 残留塩素濃度 e 生物化学的酸素要求量(BOD)

(イ) 一次処理槽、二次処理槽に関する項目

a 汚泥沈殿率(SV) b 溶存酸素量(DO)

ウ 書類検査

(ア) 浄化槽維持管理等委託契約書 (イ) 浄化槽保守点検記録票

(3) 定期検査(法第11条第1項)

ア 外観検査

(ア) 設置状況 (イ) 設備の移動状況 (ウ) 水の流れ方の状況 (エ) 使用の状況
(オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況 (キ) 蚊、ハエ等の発生状況

イ 水質検査

(ア) 放流水に関する項目

a 水素イオン濃度(pH) b 透視度(Tr) c 残留塩素濃度
d 生物化学的酸素要求量(BOD)

(イ) 一次処理槽、二次処理槽に関する項目

a 溶存酸素量(DO)

ウ 書類検査

(ア) 浄化槽保守点検記録票 (イ) 浄化槽清掃記録票

4 検査員の責務

- (1) 検査員は、使用開始検査及び定期検査を行うに当たっては、公正かつ客観的に行うものとする。
- (2) 検査の結果必要な改善については、まず、現場で浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。
- (3) 検査終了後に、浄化槽管理者へ検査済証を交付するとともに、見やすい場所へ貼付するものとする。

5 指定検査機関（兵庫県水質保全センター）の責務

- (1) 普及啓発
法定検査の普及啓発に努めるものとする。
- (2) 法定検査の実施
法定検査の依頼を受けた場合には、日時等を打合せ、滞りなく検査を実施するものとする。
- (3) 法定検査結果の浄化槽管理者等への報告
実施した法定検査結果については、速やかに浄化槽管理者に検査結果書を送付するものとする。
なお、不適正の判定結果の場合で、維持管理に係る場合は、浄化槽管理者の承諾の下、浄化槽管理者が委託している浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に連絡し、改善措置の実施を依頼するものとする。
- (4) 法定検査結果の行政への報告
前月中に実施した検査結果については、毎月末までに取りまとめて、所管県民局浄化槽担当課（指導権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）に報告するものとする。
- (5) 法定検査結果書の記載等
検査結果書には、①判定、②改善が望ましいと認められる事項又は改善を要する事項、③維持管理に当たっての留意事項を記載するものとする。また、検査結果書は、検査実施の日から3年間保存するものとする。

(新設)

- (6) 法令に違反している場合の措置

4 検査員の責務

- (1) 検査員は、使用開始検査及び定期検査を行うに当たっては、公正かつ客観的に行うものとする。
- (2) 検査の結果必要な改善については、まず、現場で浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。
- (3) 検査終了後に、浄化槽管理者へ検査済証を交付する。交付を受けた浄化槽管理者は、見やすい場所へ貼付するものとする。

5 指定検査機関（兵庫県水質保全センター）の責務

- (1) 普及啓発
法定検査の普及啓発に努めるものとする。
- (2) 法定検査の実施
法定検査の依頼を受けた場合には、日時等を打合せ、滞りなく検査を実施するものとする。
- (3) 法定検査結果の浄化槽管理者等への報告
実施した法定検査結果については、速やかに浄化槽管理者に検査結果書を送付するものとする。

(なお書きは削除)

- (4) 法定検査結果の行政への報告
前月中に実施した検査結果については、毎月末までに取りまとめて、所管県民局浄化槽担当課等に報告するものとする。
- (5) 法定検査結果書の記載等
検査結果書には、①判定、②改善が望ましいと認められる事項又は改善を要する事項、③維持管理に当たっての留意事項を記載するものとする。また、検査結果書は、検査実施の日から3年間保存するものとする。

(6) 台帳の整備等

法定検査によって得た情報（検査日、工事業者名、保守点検業者名、清掃業者名、検査結果等）を速やかに台帳に入力するとともに、法第49条第2項の規定により、農政環境部環境管理局環境整備課又は県民局浄化槽担当課等から浄化槽台帳作成のための情報提供依頼があった場合は、速やかに正確な情報を提供するものとする。

- (7) 法令に違反している場合及び特定既存単独処理浄化槽に該当する場合の措置

法定検査の結果、当該浄化槽が明らかに法令に違反している場合には、次の措置を行うものとする。

ア 構造等の欠陥があり、改善のために特に行政庁の措置が必要なとき、所管県民局又は県民センター建築担当課（特定行政庁にあっては、その建築担当部局）に速やかに報告するものとする。

イ 浄化槽の保守点検、清掃その他の問題があり、生活環境の保全上及び公衆衛生上の観点から特に行政庁の措置が必要なとき、所管県民局浄化槽担当課、関係市町に速やかに報告するものとする。

(新設)

(7) 公平な受検機会の確保

公平な受検機会の確保を図るため、所管県民局浄化槽担当課（受理権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）から法定検査の受検案内に必要な浄化槽設置等の届出情報の提供を受け、全ての浄化槽管理者に対して法定検査の受検案内を行うものとする。

(8) 守秘義務

業務上知り得た個人情報については、業務上必要な範囲以外は、守秘義務を負う。

第5章 浄化槽保守点検業者に関する事項

1 法定検査に係る対応

(1) 受検啓発

浄化槽保守点検業者は、条例第11条第3項の規定に基づき、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する法定検査を受検させるよう努めなければならない。

(2) 不適正判定結果に対する改善

浄化槽保守点検業者は、管理する浄化槽が、法定検査で適正判定を受けるよう保守点検に努めなければならないが、法定検査で不適正の判定となった場合、浄化槽管理者と連携し、速やかに改善するものとする。

また、当該浄化槽の管理者が、所管県民局浄化槽担当課（指導権限を県から委譲された市にあっては、その浄化槽担当部局）から指導通知を受けた場合は、その不適正判定を受けた原因を速やかに改善するとともに、浄化槽管理者に改善内容を説明した上で、改善報告書の作成に協力

ア 法定検査の結果、当該浄化槽が明らかに法令に違反している場合には、次の措置を行うものとする。

(7) 構造等の欠陥があり、改善のために特に行政庁の措置が必要なとき、所管県民局又は県民センター建築担当課（建築主事を置く市にあっては、当該市建築担当部局）に速やかに報告するものとする。

(イ) 浄化槽の保守点検、清掃その他の問題があり、生活環境の保全上及び公衆衛生上の観点から特に行政庁の措置が必要なとき、所管県民局浄化槽担当課、関係市町に速やかに報告するものとする。

イ 法定検査の結果、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（環境省）と照らし、当該浄化槽が特定既存単独処理浄化槽の判定に係る重要項目並びにその他の項目に該当するおそれがある場合は、所管県民局浄化槽担当課等に速やかに報告するとともに、行政から立入検査の同行依頼があった場合は、可能な限り同行するよう努めるものとする。

(8) 公平な受検機会の確保

公平な受検機会の確保を図るため、所管県民局浄化槽担当課等から法定検査の受検案内に必要な浄化槽設置等の届出情報の提供を受け、全ての浄化槽管理者に対して法定検査の受検案内を行うものとする。

(9) 守秘義務

業務上知り得た個人情報については、業務上必要な範囲以外は、守秘義務を負う。

(第4章第2節の7に移動)

するものとする。

2 浄化槽管理士の適正な保守点検業務

浄化槽保守点検業者は、適正な保守点検を確保するため、浄化槽管理士1人当たりの点検浄化槽数が過大とならないようにしなければならない。

3 浄化槽保守点検業者の登録に関する講習

浄化槽保守点検業者は、雇用する浄化槽管理士に、条例第12条第2項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を有効期間毎に1回以上受講させなければならない。

第6章 報告等に関する事項

1 報告

(1) 浄化槽関係業者は、毎年3月31日までの1年間に行った事業実績を把握・報告できるよう、台帳の整備に努めるものとする。

(2) 浄化槽工事業者は、県内で施工した実績について、設置場所、設置者、工期、形式、人槽等が報告できるよう、工事施工台帳の整備を行うものとする。

(3) 浄化槽保守点検業者は、自ら保守点検を行っている浄化槽に係る、管理者、形式、人槽、定期検査の受検の有無、点検回数、浄化槽清掃業者名等が報告できるよう、保守点検台帳の整備を行うものとする。

2 公表

この要綱の規程を無視したり、施行を妨げる者については公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱は、次に掲げる場合を除き、保健所法（昭和22年法律第101号）による保健所を設置する市（以下「政令市」という。）を除く県内の区域について適用する。

(1) 第1章3及び第2章第2節については、政令市を含む県内に適用する。

(2) 第1章4（4）イについては、県が特定行政庁である区域について適用する。

(第4章第2節の8に移動)

(第4章第2節の9に移動)

(第3章第2節の1(4)、第4章第2節の5、同章第3節の5及び同章第4節の5(6)に移動)

(第3章第2節の1(4)に移動)

(第4章第2節の5に移動)

第5章 公表

この要綱の規程を無視したり、施行を妨げたりする者については公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱は、次に掲げる場合を除き、保健所法（昭和22年法律第101号）による保健所を設置する市（以下「政令市」という。）を除く県内の区域について適用する。

(1) 第1章3及び第2章第2節については、政令市を含む県内に適用する。

(2) 第1章4 (4)イについては、県が特定行政庁である区域について適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この要綱は、次に掲げる場合を除き、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所を設置する市（以下「政令市」という。）を除く県内の区域について適用する。
(1) 第1章3及び第2章第2節については、政令市を含む県内に適用する。
(2) 第1章4（4）イについては、県が特定行政庁である区域について適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この要綱は、次に掲げる場合を除き、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所を設置する市（以下「政令市」という。）を除く県内の区域について適用する。
(1) 第1章3及び第2章第2節については、政令市を含む県内に適用する。
(2) 第1章4 (4)イについては、県が特定行政庁である区域について適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱は、次に掲げる場合を除き、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所を設置する市（以下「政令市」という。）を除く県内の区域について適用する。

(1) 第2章1及び第3章第2節2については、政令市を含む県内に適用する。

(2) 第2章2(3)イ(i)については、兵庫県の区域（建築主事を置く市の区域を除く。）について適用する。